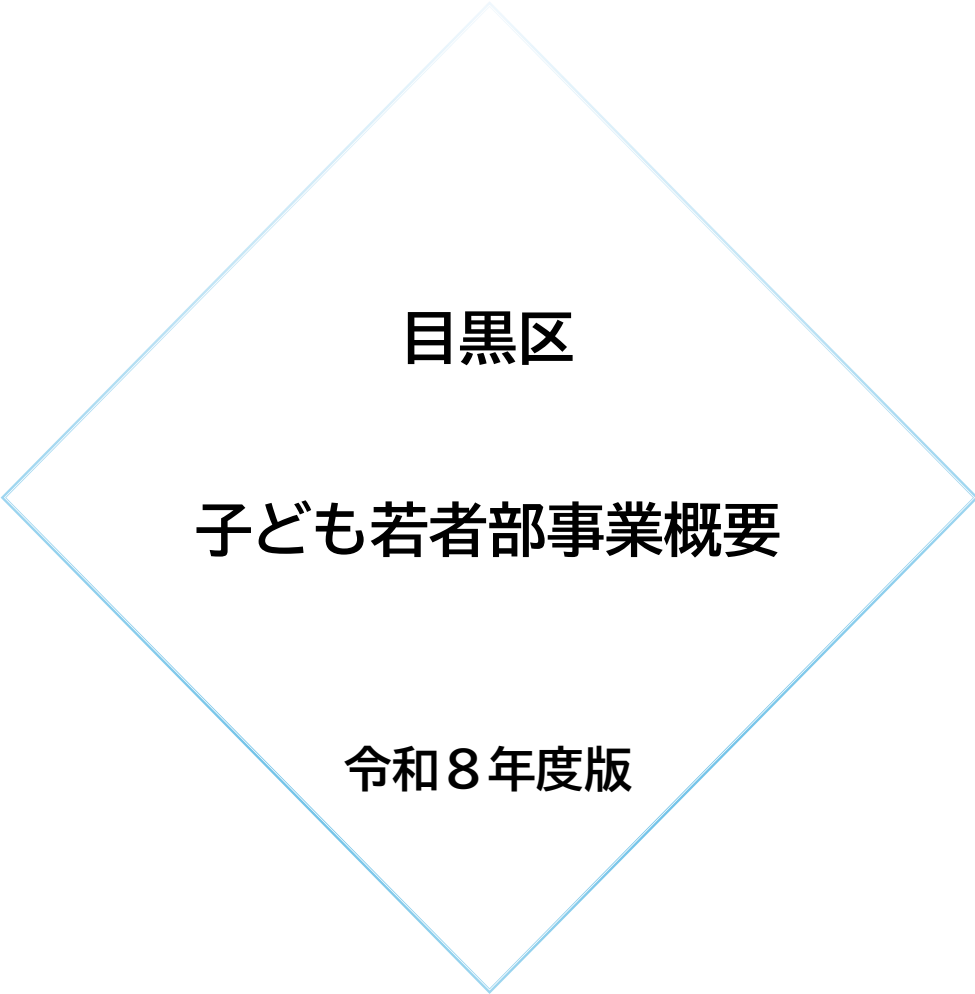




目黒区

子ども若者部事業概要

令和8年度版

目黒区子ども若者部

はじめに

令和8年度版「目黒区子ども若者部事業概要」を刊行いたします。

本書は、令和7年度中における子ども若者部の事業の概要と実績をまとめたものです。

目黒区は、児童の権利に関する条約の理念に基づいて、平成17年(2005年)12月に「目黒区子ども条例」を制定しました。子どもの権利が尊重され、子どもが自らの意思でいきいきと成長していく子育ての大切さとこれを支える取組である「目黒区子ども総合計画」を策定し、計画の推進を通じて、子どもと大人がともにつくる豊かな地域社会を形成し、「心地よいまち」の実現を目指しています。

令和7年度には子ども施策と若者施策の連動を図り、総合的かつ一体的に進めていくため、従来の「子育て支援部」を「子ども若者部」に組織名称を変更しました。

近年、子どもや若者を取り巻く環境は大きく変化しており、少子化の進行や家族形態の多様化、地域とのつながりの希薄化など、様々な課題が顕在化しています。また、いじめや不登校、貧困、ヤングケアラーの問題など、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援の重要性がますます高まっています。

目黒区では、すべての子どもと若者が健やかに成長し、自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、関係機関や地域と連携しながら、様々な施策を推進しています。妊娠期から子育て期、そして青年期に至るまでの切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、子どもや若者の声を施策に反映し、一人ひとりに寄り添った支援に取り組んでいます。

今後ともだれもが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現に全力で取り組んでまいります。

この「目黒区子ども若者部事業概要」を本区の子育て支援、若者支援、親支援、団体支援の現状をとらえる一助としてご活用いただければ幸いと存じます。

令和8年8月

目黒区子ども若者部

目次

はじめに	1
1 総説	7
1-1 概要	7
人口	7
予算	8
1-2 組織図	9
2 子ども若者課所掌の主な事業	10
2-1 目黒区子ども条例	10
子ども条例が目指すまち	10
子ども条例の普及啓発	10
2-2 目黒区子ども総合計画	10
計画の性格	10
計画の期間	10
2-3 子ども・子育て応援基金	11
基金創設の経緯	11
基金として積み立てている寄付金	11
寄付金額の実績	11
寄付金の活用実績	11
2-4 子ども施策推進会議	12
2-5 子ども食堂推進事業	12
2-6 地域学習支援団体運営費補助	12
2-7 めぐろ子ども子育てサポートグループ	12
2-8 子ども・若者社会参画プロジェクト	13
MEGUROこどもモニター	13
めぐろYouthミーティング	13
めぐろプレ子ども・若者会議	13
めぐろキッズレポーター	13
2-9 青少年健全育成事業	14
青少年問題協議会	14
住区青少年部連絡会	14
青少年健全育成団体の自然体験活動支援事業	14
青少年社会貢献表彰	14
こども110番の家	15
2-10 二十歳のつどい	16
2-11 手当	18

	児童手当	18
	児童育成手当（育成手当）	20
	児童育成手当（障害手当）	20
	児童扶養手当	21
	特別児童扶養手当	22
2-12	子ども医療費助成	23
	子ども医療費助成	23
2-13	子育て支援	23
	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	23
	家事育児サポーター（産後ドゥーラ）利用費助成事業	24
	家事育児支援ヘルパー派遣事業	24
2-14	私立幼稚園事業	24
	私立幼稚園保護者補助金	24
	私立幼稚園等教育振興	25
2-15	奨学資金貸付事業	27
2-16	ひとり親福祉	28
	ひとり親相談	28
	母子及び父子福祉資金貸付	28
	自立支援教育訓練給付金	30
	高等職業訓練促進給付金	30
	母子生活支援施設	30
	入院助産	30
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	31
	ひとり親家庭学習支援事業	31
	ひとり親家庭等の医療費助成	31
	養育費確保支援事業	32
2-17	女性福祉	33
	女性相談	33
	母子・女性緊急一時保護事業	33
3	放課後子ども対策課所掌の主な事業	34
3-1	児童館・学童保育クラブ	34
	児童館	34
	学童保育クラブ	34
3-2	ランランひろば	40
3-3	子どもの居場所創設事業	41
	こもれび目黒本町	41

4	子ども家庭支援拠点整備課所掌の主な事業	42
4-1	総合的な子ども家庭支援体制の構築	42
5	こども家庭センター所掌の主な事業	43
5-1	こども家庭センター事業	43
	児童家庭相談実施状況	43
	虐待通告・相談の内訳	43
5-2	ショートステイ	44
	子どもショートステイ	44
	乳幼児ショートステイ	44
5-3	子育てひろば事業	44
	子育てふれあいひろば	44
	児童館	45
5-4	ファミリー・サポート・センター事業	46
5-5	子どもの権利擁護委員制度	47
6	保育課・保育計画課所掌の主な事業	48
6-1	保育所	48
	区立保育所	48
	私立保育所	49
	保育所への入所	51
	小規模保育事業	52
	事業所内保育事業	52
	認証保育所	52
	家庭福祉員（保育ママ）制度	53
6-2	区立保育所の運営	53
	区立保育所の行事	53
	第三者評価	54
6-3	保育所等の運営・支援	54
	保育所等の運営費	54
	私立保育所・地域型保育事業に対する法外援護	55
6-4	保育所等従事者支援事業	56
	保育士資格取得支援事業	56
	保育士等キャリアアップ補助事業	56
	保育士宿舍借り上げ支援事業	56
	私立保育所産休代替職員補助事業	56
6-5	保育所等運営支援事業	56
	保育サービス推進事業	56

保育力強化事業	57
賃借料補助事業	57
医療的ケア児支援事業	57
障害児受入促進事業	57
保育人材確保支援事業	58
原材料価格等高騰対策給付金	58
認可外保育施設におけるサービスの質維持向上支援事業	58
保育所等 I C T 化推進事業補助金	59
保育所等 P C R 検査費補助事業補助金	59
保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助金	59
保育所等における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業補助金	59
安全対策総合支援事業	60
保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業	60
保育所等指導検査事業	60
6-6 乳幼児歯科保健の充実	61
認可保育所の歯科検診	61
6-7 多様な保育の充実	61
一時保育事業	61
緊急一時保育事業	61
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度：はじめてのいっぽ）	61
病後児保育事業	62
訪問型病児・病後児保育事業	62
区立保育園の民営化	62
「ヒーローバス」運営事業	63
6-8 保育所利用者に対する支援	64
幼児教育・保育の無償化	64
認可外保育施設保育料助成制度	65
6-9 大規模集合住宅の建築における保育所等設置の協力要請	66
7 参考資料	67
7-1 児童福祉施設等	67
こども家庭センター	67
保育所	67
区立保育所	67
私立保育所	67
小規模保育事業	69
事業所内保育事業	70

認証保育所	70
子育てふれあいひろば	70
児童館	71
学童保育クラブ	71
ランランひろば	73
子どもの居場所創設事業	73
私立幼稚園	73
母子生活支援施設	74

【凡例】

・各事業の担当所属は、令和8年4月1日時点の情報で掲載しています。

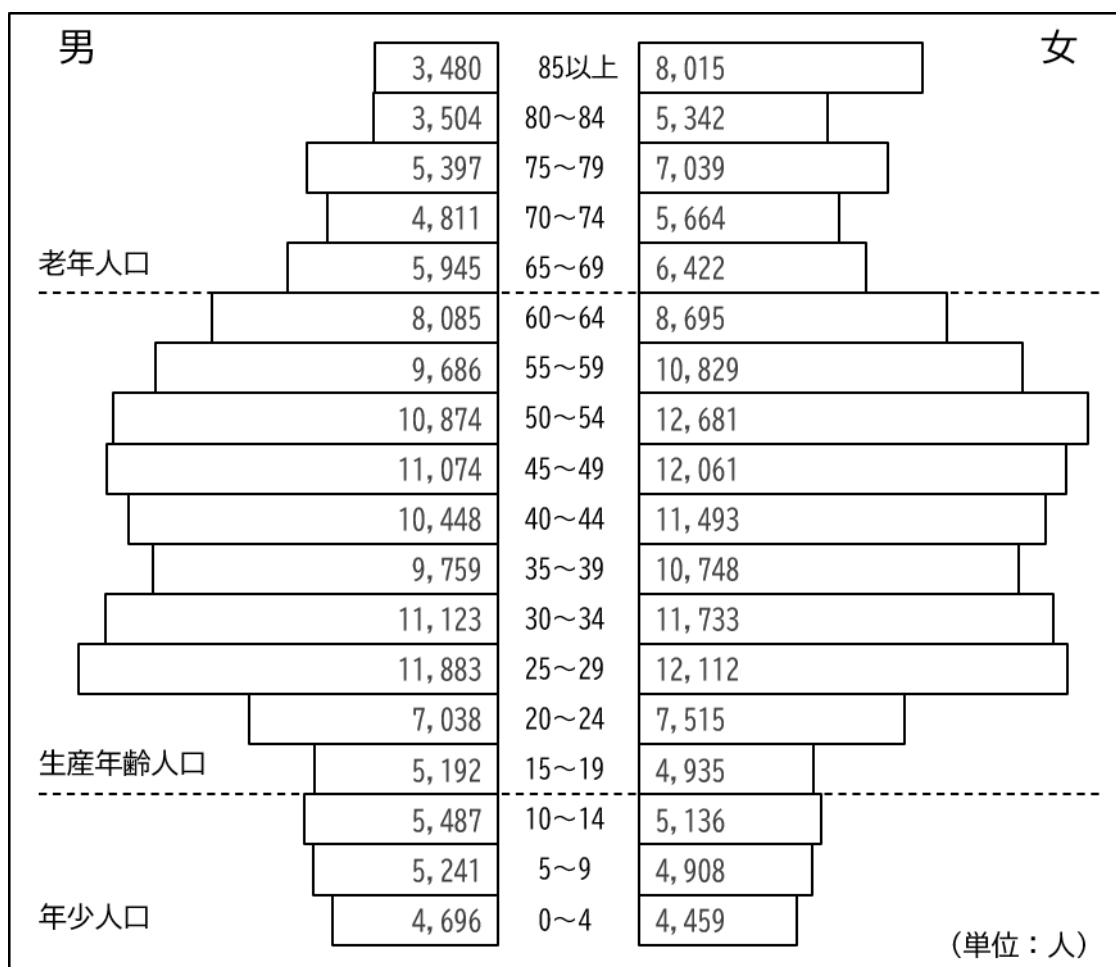
1 総説

1-1 概要

■ 人口

令和8年4月1日現在、目黒区の人口は、283,510人で、世帯数は、163,795世帯である。年齢階級別人口は、下図のとおりである。

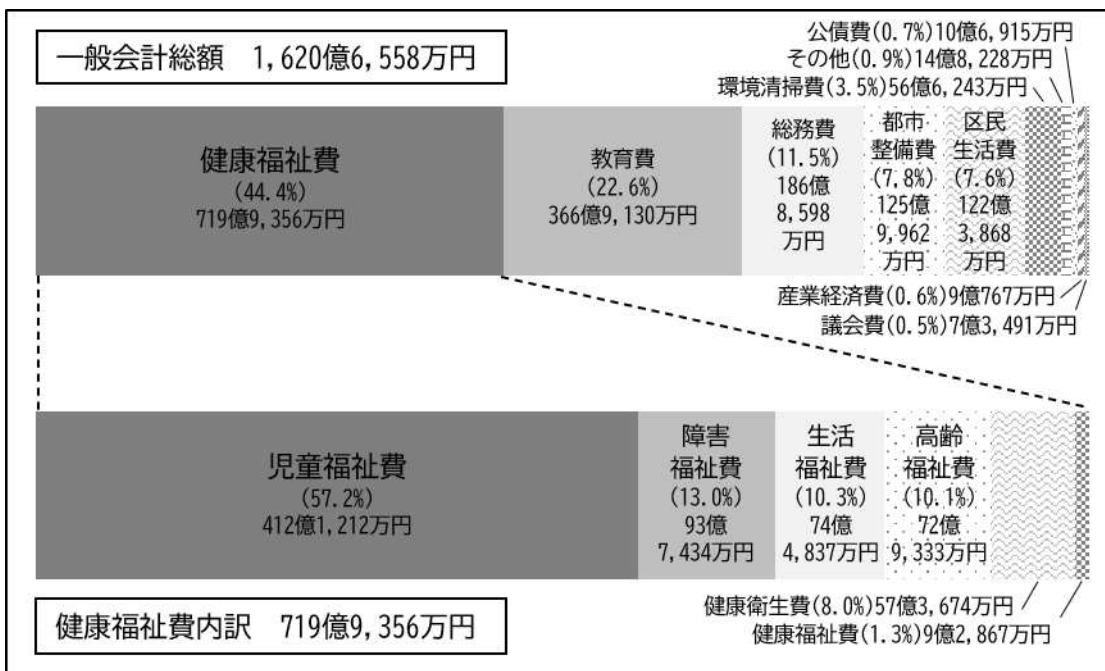
性別年齢階級別人口構成図（令和8年4月1日現在）



■ 予算

令和8年度目黒区一般会計当初予算は1,620億6,558万円で、児童福祉費の割合は、約25.4%になる。

令和8年度目黒区予算（一般会計当初予算）



※端数処理の関係で、数値が一致しない場合があります。

1-2 組織図 (令和8年4月1日現在)

目黒区子ども若者部は、令和7年4月1日に子育て支援部から名称変更を行った。



2 子ども若者課所掌の主な事業

2-1 目黒区子ども条例 <子ども若者課子ども若者施策推進係>

区では、児童の権利に関する条約の理念に基づいて、子どもの権利が尊重され、子どもが自らの意思でいきいきと成長し、子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目的として、平成17年12月に「目黒区子ども条例」を制定した。

■ 子ども条例が目指すまち

- ・子育てを支えるまち（第8条）
- ・子どもが安心できるまち（第10条）
- ・子どもが参加できるまち（第12条）
- ・子ども一人ひとりのことを大切にするまち（第14条）

■ 子ども条例の普及啓発

すべての区民が、目黒区子ども条例の理解を深めるため、子ども条例啓発チラシ・カレンダー・ポスターを区内の小・中学校、児童館、保育所、幼稚園等に配布するなど、様々な場面を通じて、子ども条例の普及啓発に取り組んでいる。

2-2 目黒区子ども総合計画 <子ども若者課子ども若者施策推進係>

■ 計画の性格

この計画は、以下のような位置づけである。

- ・「目黒区子ども条例」第5条第1項に基づく子ども総合計画である。
- ・「目黒区基本計画」の補助計画であり、区の他の補助計画と整合性を図っている。
- ・次の関連計画を含んでいる計画である。
 - こども基本法第10条第2項に基づく「区市町村こども計画」
 - 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「区市町村子ども・子育て支援事業計画」
 - 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「区市町村行動計画」
 - こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「（子どもの貧困対策）区市町村計画」

■ 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。ただし、社会経済状況の変化等により必要に応じて見直しを行う。

2-3 子ども・子育て応援基金 <子ども若者課子育て支援係>

次世代を担うめぐるの子どもたちの、元気でいきいきとした健やかな成長に資するため、平成29年10月に「目黒区子ども・子育て応援基金条例」を制定し、目黒区子ども総合計画に定める事業に活用している。

■ 基金創設の経緯

平成28年12月15日に区とイオン株式会社との間で包括連携協定が締結され、区のご当地 WAON カードでの支払額の一部を区の子育て支援の事業等の寄付金とすることが決まり、毎年度末に1年間の総額の寄付を受領することになった。

また、区内の事業者から、店舗に子育て支援の募金箱を設置し、そのお金を寄付したいとの要望があったこと、一方で、ふるさと納税制度で地方への寄付が増加したことにより、区の税収が大幅に減収し、その対応策として、区への寄付の受け皿の検討が関係各課で行われ、一定の方向性が決定した中で、寄付者の意向である子育て支援の事業等に活用できる受け皿として「目黒区子ども・子育て応援基金」を創設した。

■ 基金として積み立てている寄付金

- (1)イオンの WAON カード売上金からの寄付金
- (2)区民等からの子育て支援事業等への指定寄付金
- (3)ふるさと納税の子育て支援事業等の指定寄付金

■ 寄付金額の実績

7年度末現在基金残高：422,453,129 円

■ 寄付金の活用実績

- 令和6年度 区立公園遊具更新工事（油園公園、中央緑地公園、なべころ坂緑地公園）
知育玩具設置（児童館・学童保育クラブ・ランランひろば）
移動児童館の拡充
- 令和7年度 区立公園遊具更新工事（三田公園）
知育玩具設置（保育所）

2-4 子ども施策推進会議 <子ども若者課子ども若者施策推進係>

目黒区子ども条例に基づき、子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりに関することについて審議する。委員は学識経験者、関係団体等の構成員及び公募区民で組織されている。

令和7年度は、3回開催した。

2-5 子ども食堂推進事業 <子ども若者課子ども若者施策推進係>

地域における子どもの居場所の充実と、子どもの生活状況を把握し必要な支援につなげることを目的として、区内の団体が実施している子ども食堂事業に対して、運営経費の一部を補助している。

年度	3	4	5	6	7
補助団体数	3団体	3団体	4団体	6団体	9団体
補助額(円)	1,526,918	1,813,922	2,257,703	3,383,884	9,298,305

2-6 地域学習支援団体運営費補助 <子ども若者課子ども若者施策推進係>

地域の力を活かし、子どもの学習支援及び居場所づくりを進めていくことを目的として、子どもの学習支援を実施する区内の団体に対し、運営経費の一部を補助している。

年度	3	4	5	6	7
補助団体数	なし	なし	なし	1団体	1団体
補助額(円)	-	-	-	35,165	57,180

2-7 めぐろ子ども子育てサポートグループ <子ども若者課子ども若者施策推進係>

子どもの健やかな育ちと自立に向けた支援、子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちの実現を目的として、区内で子育て・子育て支援のための取組を行っている団体を「めぐろ子ども子育てサポートグループ」として位置づけ、令和6年度から登録制度を設けるとともに、登録団体との連携による子ども施策の推進に取り組んでいる。

令和7年度は、「めぐろ子ども子育てサポートグループ」登録団体が参加する子どもサポート連絡協議会を10月に1回開催し、区からの情報提供と意見交換等を行った。

(令和7年度末の登録団体数：28団体)

2-8 子ども・若者社会参画プロジェクト <子ども若者課子ども若者施策推進係>

目黒区子ども総合計画（令和7年度～令和11年度）では、重点的な取組として「未来になぐ子ども・若者応援プロジェクト」を定めている。その一つに「子ども・若者社会参画プロジェクト」があり、子どもや若者が積極的に社会活動に参加し、自分の意見を述べることや、その意見が反映される仕組みの構築を掲げ、子ども・若者の意見表明と社会参画の機会の充実に取り組むこととしている。

■ MEGURO こどもモニター

小学生から高校生相当年齢を対象に、子どもの考えや思い、区への取組の関心や認知度等を把握するため、ウェブアンケートを実施する。

【令和7年度実績】

ア モニター数 197人(各区分の定員:50人)

(内訳) 小学1～3年生:50人、小学4～6年生:50人、中学生:49人、高校生:48人

イ アンケートテーマ・回答人数

項目	第1回	第2回	第3回
テーマ	子どもの居場所	子どもの権利	子どものデジタル活用
小学生回答人数(人)	90	85	87
中高生回答人数(人)	81	76	73

■ めぐろ Youth ミーティング

高校生・若者世代を対象に座談会を開催し、子ども・若者を取り巻く身近な課題について率直な声や困りごとなどの意見を収集するとともに、区の取組に対する意見交換を行う。

【令和7年度実績】

令和7年7月6日に実施し8名の参加があった。「若者の居場所」「地域交流」「子どもの体験」「区の広報・PR」などについて意見があった。

■ めぐろプレ子ども・若者会議

高校生・若者世代を対象に対面形式で会議を開催し、若い世代の声を施策として区に提案することを目指す。令和7年度は「めぐろプレ子ども・若者会議」の名称で、会議体設置に向けた事前準備の位置づけで年4回会議を開催した。

■ めぐろキッズレポーター

子どもの社会参画機会を創出することを目的とした事業で、公募で集まった小学生が関心のあることや地域情報等について取材し、体験記事を作成した。

令和7年度は前期・後期と2回に分けて実施することで定員を拡充した。

2-9 青少年健全育成事業 <子ども若者課子ども若者施策推進係>

■ 青少年問題協議会

目黒区青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法の規定に基づき、目黒区青少年問題協議会条例により、区長の附属機関として設置されている。

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策について調査審議するとともに、関係機関相互の連絡調整を図る役割を果たし、青少年育成基本方針の策定、青少年に関する協議等を行っている。委員は、区長を会長として、区議会議員、教育委員会教育長、学識経験者、関係行政庁の職員、目黒区の職員で構成されている。令和7年度は3回開催した。

また、「めぐろ青少協だより」を発行し、青少年問題協議会の活動内容の普及に努めており、令和7年度は157号を発行した。

■ 住区青少年部連絡会

「住区青少年部」とは、住区住民会議の青少年健全育成担当部門である。

「明るい豊かな人間のまち」を目指し住区住民会議が結成され、昭和54年から従来の地区委員会の諸活動を徐々に住区住民会議へ移行し、昭和61年度からはすべて住区青少年部が行っている。「住区青少年部」の主な活動内容は、青少年の健全育成、社会環境の浄化活動、啓発活動などである。

また、地域の青少年健全育成事業の連絡調整及び行政との情報交換等を目的として、「住区青少年部」の代表者を構成員とする「住区青少年部連絡会」を開催しており、令和7年度は3回開催した。

■ 青少年健全育成団体の自然体験活動支援事業

青少年健全育成団体が実施する青少年の自然体験活動に使用するバスの借上げ料を補助することにより、青少年健全育成団体を支援することを目的とした事業である。

年度	3	4	5	6	7
補助団体数	0	0	3	4	4
補助額(円)	0	0	543,838	934,720	904,160

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3～4年度は実績なし。

■ 青少年社会貢献表彰

青少年の日頃の社会貢献をたたえ、健全育成への一層の理解と推進を図ることを目的として年1回表彰を実施している。

対象とする行為は①公共・地域貢献②安全・安心貢献③環境美化④青少年指導⑤社会福祉⑥生活徳行⑦自然・文化財保護⑧緊急時貢献⑨その他区長が特に認めるものとなっている。

年度	3	4	5	6	7
表彰団体数(団体)	2	1	3	3	3
個人表彰者数(人)	9	20	10	8	16

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は表彰式を中止とした。

■ こども 110 番の家

子どもたちが身の危険を感じて助けを求めてきたときに、一時的な避難場所となるよう、在宅機会の多い家庭や事業所の方々に、「こども110番の家」に登録し、協力をお願いしている。

協力家庭・事業所には、「こども110番の家」の黄色いステッカー・プレートを、道路に面した門、玄関、扉（自動扉）など、子どもたちからよく見える場所に掲示している。

また、協力家庭・事業所の方が危害を受けたときのため、区では見舞金制度を設けている。令和7年度末現在の協力家庭・事業所は、1,744軒となっている。

【ステッカー・プレート】



2-10 二十歳のつどい <子ども若者課子ども若者施策推進係>

二十歳という人生の節目の年齢に達した若者に、大人としての自覚と責任を促し、成長を喜び祝い、ともに学び、遊んだ懐かしい友人たちとの再会の場を提供するために式典を開催している。

年度	実施日	内容	場所	対象者	参加者数 (人)
3	令和4年 1月9日 (日)	①ゲストスピーカーによるメッ セージ ②主催者あいさつ ③来賓あいさつ ④二十歳のことば	めぐろパーシモン ホール	平成12年4月2日から 平成13年4月1日 生まれの区内在住者 ※区外転出者も参加可	406
	令和4年 1月10日 (月・祝)	①ゲストスピーカーによるビデ オメッセージ ②主催者あいさつ ③来賓あいさつ ④二十歳のことば		平成13年4月2日から 平成14年4月1日 生まれの区内在住者 ※区外転出者も参加可	1,043
4	令和5年 1月9日 (月・祝)	①みどりがおかこども園園児に よるお祝いの合唱 ②区立小・中学校の先生による ビデオメッセージ上映 ③主催者あいさつ ④来賓あいさつ ⑤二十歳のことば	めぐろパーシモン ホール	平成14年4月2日から 平成15年4月1日 生まれの区内在住者 ※区外転出者も参加可	970
5	令和6年 1月8日 (月・祝)	①みどりがおかこども園園児に よるお祝いの合唱 ②区立小・中学校の先生による ビデオメッセージ上映 ③主催者あいさつ ④来賓あいさつ ⑤二十歳のことば	めぐろパーシモン ホール	平成15年4月2日から 平成16年4月1日 生まれの区内在住者 ※区外転出者も参加可	1,033

年度	実施日	内容	場所	対象者	参加者数 (人)
6	令和7年 1月13日 (月・祝)	①みどりがおかこども園園児によるお祝いの合唱 ②区立小・中学校の先生によるビデオメッセージ上映 ③主催者あいさつ ④来賓あいさつ ⑤二十歳のことば	めぐろパーシモン ホール	平成16年4月2日から 平成17年4月1日 生まれの区内在住者 ※区外転出者も参加可	983
7	令和8年 1月12日 (月・祝)	①みどりがおかこども園園児によるお祝いの合唱 ②主催者あいさつ ③来賓あいさつ ④二十歳のことば ⑤スペシャル企画(クイズ大会)	めぐろパーシモン ホール	平成17年4月2日から 平成18年4月1日 生まれの区内在住者 ※区外転出者も参加可	994

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に実施予定だった分を、令和3年度に実施。

2-11 手当

■ 児童手当 <子ども若者課児童手当・医療証係>

(1) 概要

児童手当は、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資するため、支給されるものである。

令和6年10月1日付で児童手当制度が改正され、支給月額の変更、支給対象年齢を18歳到達後、最初の3月31日までに拡大、所得制限の撤廃、支払時期の変更が行われた。

ア 現制度（令和6年10月分から）

- ・支給対象者

18歳に到達以後最初の3月31日までの児童を養育している方

- ・対象児童

18歳に到達以後最初の3月31日までの児童

- ・支給月額

対象児童1人につき

①0歳～3歳未満（第1子・第2子）※1 15,000 円

②3歳以上（第1子・第2子）※1 10,000 円

③0歳以上（第3子以降）※1 30,000 円

※1…第1子・第2子等は、22歳到達後、最初の3月31日までの子のみで数える

- ・支払時期（定例払い）

偶数月に、前2か月分を支給

- ・その他

寄付制度あり

イ 改正前制度（令和6年9月分まで）

- ・支給対象者

15歳に到達以後最初の3月31日までの児童を養育している方

- ・対象児童

15歳に到達以後最初の3月31日までの児童

- ・支給月額

対象児童1人につき

<所得制限額未満の場合>

①0歳～3歳未満 15,000 円

②3歳～小学生（第1子・第2子）※2 10,000 円

③3歳～小学生（第3子以降）※2 15,000 円

④中学生 10,000 円

※2…18歳到達後、最初の3月31日までの児童のみで数える

<所得制限額以上、所得上限額未満の場合>

①0歳～中学校修了前 一律 5,000 円

<所得上限額以上の場合>

①0歳～中学校修了前 支給なし（令和4年5月分までは一律 5,000 円）

・所得制限額及び所得上限額

扶養親族等の数	所得制限額(円)	所得上限額(円)
0人	6,220,000	8,580,000
1人	6,600,000	8,960,000
2人以上	1人につき380,000円加算	1人につき380,000円加算

・支払時期（定例払い）

6月、10月、2月の各月に、それぞれの前月までの分を支給

・その他

寄付制度あり

(2)実績

ア 改正前制度

年度	支給区分	受給者数	支給児童数(人)				
			0歳～ 3歳未満	3歳～ 小学生	(うち第3 子以降)	中学生	合計
3	児童手当	9,992	3,318	9,508	(596)	1,968	14,794
	特例給付	8,865	2,268	9,395	(627)	2,153	13,816
	合計	18,857	5,586	18,903	(1,223)	4,121	28,610
4	児童手当	9,471	3,090	9,026	(573)	1,933	14,049
	特例給付	2,590	781	2,567	(135)	513	3,861
	合計	12,061	3,871	11,593	(708)	2,446	17,910
5	児童手当	9,446	3,087	8,991	(572)	1,932	14,010
	特例給付	2,580	780	2,555	(134)	514	3,849
	合計	12,026	3,867	11,546	(706)	2,446	17,859

イ 現制度

年度	支給区分	受給者数	支給児童数(人)			
			0歳～ 3歳未満	3歳～ 小学生	中学生 高校生	合計
6	児童手当	18,102	4,334	15,528	8,543	28,405
	特例給付	2,248	635	2,047	592	3,274
	合計	20,350	4,969	17,575	9,135	31,679
7	児童手当	20,999	5,032	17,767	9,686	32,485

■ 児童育成手当（育成手当） <子ども若者課育成給付係>

(1)概要

児童育成手当支給制度の実現を図ることにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

・支給月額（令和8年4月1日現在）

該当児童1人につき 13,500 円

・対象

18歳に到達以後最初の3月31日までの、次のいずれかの状態にある児童を養育している方

①父母が離婚

②父又は母が死亡、生死不明

③父又は母に1年以上遺棄されている

④婚姻によらないで生まれ、父又は母から扶養されていない

⑤父又は母が法令により1年以上拘禁されている

⑥父又は母に重度の障害がある

⑦父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた

※施設に入所しているとき（一部除外あり）は支給されない。

・所得制限額

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人以上
請求者の所得(円)	3,661,000	4,041,000	4,421,000	1人につき380,000円加算

・支給方法

原則として、申請のあった月の翌月から開始し、6月、10月、2月の各月に、それぞれの前月までの分が支給される。

(2)実績

(人)

手当	年度	3	4	5	6	7
育成	受給者数	1,093	1,079	1,093	1,051	1,041
手当	支給児童数	1,429	1,404	1,407	1,328	1,323

※障害手当との併給者含む

■ 児童育成手当（障害手当） <子ども若者課育成給付係>

(1)概要

児童育成手当支給制度の実現を図ることにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

・支給月額（令和8年4月1日現在）

該当児童1人につき 15,500 円

・対象

20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかにあてはまる方を養育している方

①愛の手帳1～3度程度の児童

②身体障害者手帳1～2級程度の児童

③脳性マヒ又は進行性筋萎縮症の児童

※施設に入所しているとき（一部除外あり）は支給されない。

・所得制限額

児童育成手当（育成手当）に同じ

・支給方法

児童育成手当（育成手当）に同じ

(2)実績 (人)

手当	年度	3	4	5	6	7
障害	受給者数	59	76	69	82	76
手当	支給児童数	60	77	70	83	76

※育成手当との併給者含む

■ 児童扶養手当 <子ども若者課育成給付係>

(1)概要

児童扶養手当は、父又は母と生計を一にしているひとり親家庭等の児童を養育している家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の向上を図ることを目的として、これらの児童のいる家庭の母、父又は養育者に支給される。

・支給月額（令和8年4月1日現在）

第1子 48,050円～11,340 円

第2子以降 11,350 円～5,680 円

※手当額は所得に応じて10円刻みで決定

・対象

18歳に到達以後最初の3月31日まで（中度以上の障害がある場合は、20歳未満）で次のいずれかの状態にある児童を養育している方

①父母が離婚

②父又は母が死亡、生死不明

③父又は母に1年以上遺棄されている

④婚姻によらないで生まれ、父又は母から扶養されていない

⑤父又は母が法令により1年以上拘禁されている

⑥父又は母に重度の障害がある

⑦父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた

ただし、以下の場合には支給されない。

①公的年金受給額（一部除外あり）が児童扶養手当額以上のとき

②施設に入所しているとき(一部除外あり)

③扶養義務者等の所得が下記の所得制限を超えているとき

・所得制限額

扶養親族等の数	0人	1人	2人以上
請求者本人の所得 (全部支給の場合)(円)	690,000	1,070,000	1人につき380,000円加算
請求者本人の所得 (一部支給の場合)(円)	2,080,000	2,460,000	
孤児等の養育者、配偶者及び 扶養義務者の所得(円)	2,360,000	2,740,000	

・支給方法

原則として、申請のあった月の翌月から開始し、奇数月にそれぞれ前月までの分が支給される。

(2)実績

年度	3	4	5	6	7
受給者数(人)	720	687	688	677	643

■ 特別児童扶養手当 <子ども若者課育成給付係>

(1)概要

特別児童扶養手当は、20歳未満で心身に障害のある児童の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を監護している父母又は養育者に支給される。

・支給月額(令和8年4月1日現在)

重度障害児 1人につき 58,450 円

中度障害児 1人につき 38,930 円

・対象

20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している方。ただし、児童が施設に入所しているとき(一部除外あり)、児童が障害を理由とする公的年金を受けているとき、請求者等の所得が下記の所得制限額以上であるときは支給されない。

①愛の手帳1～3度程度の児童

②身体障害者手帳1～3級程度(下肢障害については4級の一部を含む)の児童

③上記の①②と同程度の疾病もしくは身体又は精神の障害のある児童

・所得制限額

扶養親族等の数	0人	1人	2人以上
請求者本人の所得(円)	4,596,000	4,976,000	1人につき380,000円加算
配偶者・扶養義務者の所得(円)	6,287,000	6,536,000	1人につき213,000円加算

・支給方法

原則として、申請のあった月の翌月から開始し、4月、8月、12月の各月に、それぞれの前月までの分が支給される。(12月期の手当は11月に支給)

(2)実績

年度	3	4	5	6	7
受給者数(人)	89	102	101	117	120

2-12 子ども医療費助成 <子ども若者課児童手当・医療証係>

■ 子ども医療費助成

(1)概要

子どもに対し、医療費の自己負担分を助成することにより、子どもの保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図ることを目的としている。

・対象

区内在住で国内の健康保険に加入している0歳から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間。 (就学・就労・婚姻しているか否かは問わない。)

※令和4年度までは15歳に達する日以後最初の3月31日までの間

※生活保護受給者、児童福祉法に規定する児童福祉施設入所者(母子生活支援施設等を除く)、里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている子どもは対象にならない。

・助成方法

病院等の窓口で、電子資格確認を受ける場合は医療証を、受けない場合は資格確認書と医療証を提示することにより、医療費の自己負担分が助成される。この制度による診療を取り扱わない病院等で診療を受けたときは、医療費の自己負担分を支払い、区に申請することで助成される。

(2)実績

年度	3	4	5	6	7
医療証交付者数(人)	32,453	32,323	37,373	37,493	37,624
医療助成費支払件数(人)	494,771	513,515	670,877	687,010	659,490

2-13 子育て支援

■ ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援) <子ども若者課児童手当・医療証係>

日常生活上の突発的な事情やリフレッシュ等の目的により一時的に保育が必要となった場合や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者がベビーシッターを利用する際に、料金の一部を助成する。

年度	4(※)	5	6	7
人数(人)	760	1,603	2,263	2,473

※令和4年9月から事業開始

■ 家事育児サポーター（産後ドゥーラ）利用費助成事業 <子ども若者課児童手当・医療係>

不安を抱えやすい産後間もない母親に寄り添い、子育てが軌道に乗るまでの期間、日常生活を支える専門家である産後ドゥーラによる産後支援を実施。目黒区と提携している家事育児サポーター（産後ドゥーラ）による支援サービスを利用した区民に対し、利用費の一部を助成する。

年度	4	5	6	7
延べ人数(単胎児)	166	320	465	541
延べ人数(多胎児)	14	16	20	26

※令和4年度から事業開始

■ 家事育児支援ヘルパー派遣事業 <子ども若者課児童手当・医療証係>

産前の家事援助や産後の育児・家事援助等の支援を必要としている方に、家事育児支援ヘルパーを派遣している。

年度	3	4	5	6	7
新規利用件数 (単胎児・多胎児含む)	239	223	260	247	383
多胎児新規利用件数	12	17	15	17	28

2-14 私立幼稚園事業

■ 私立幼稚園保護者補助金 <子ども若者課子育て支援係>

(1)概要

・入園料補助金

私立幼稚園等に入園料を支払った保護者に対して、一人の幼児につき1回に限り交付する。

・保育料補助金

私立幼稚園等に保育料等を支払った保護者に対して、月額で単価を定めて交付する。

・施設等利用給付（無償化事業給付金）

子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等に保育料等を支払った保護者に対して、月額で単価を定めて交付する。

・預かり保育料補助金

幼児教育・保育無償化に伴い新設された制度で、幼稚園の教育時間の他に預かり保育を利用して、保育の必要性が認められた子どもの保護者に対して、利用実態に応じて月額上限額の範囲内で、預かり保育料に対する補助金を交付する。

(2)実績

年度		3	4	5	6	7
入園料 補助金	人数(人)	856	741	712	583	589
	金額(円)	51,125,000	44,320,000	42,587,500	34,878,000	57,136,000
保育料 補助金	延べ人数(人)	29,304	26,216	23,378	20,849	19,340
	金額(円)	277,369,620	250,587,220	231,007,980	205,240,020	197,672,814
施設等利用給付 (無償化事業給付金)	人数(人)	2,437	2,146	1,906	1,480	1,476
	金額(円)	709,745,370	623,376,666	522,054,652	429,734,760	369,989,856
預かり保育料 補助金	人数(人)	500	471	470	523	618
	金額(円)	18,683,482	18,719,776	18,832,290	21,780,175	26,092,725

■ 私立幼稚園等教育振興 <子ども若者課子育て支援係>

(1)概要

・ 幼児教育研究委託

私立幼稚園における幼児教育の充実と振興を図るため、目黒区私立幼稚園協会に幼児教育研究を委託する。

・ 幼児歯科検診委託

目黒区内の私立幼稚園に通園する園児の健康を維持するため、目黒区歯科医師会に委託して歯科検診を実施する。

・ 私立幼稚園協会補助

目黒区私立幼稚園協会が行う私立幼稚園の教育条件の向上に資する事業に対して補助する。

・ 心身障害児教育事業費補助

心身障害児が就園している私立幼稚園に対して、私立幼稚園の運営にかかる負担を軽減し、心身障害児教育の充実と発展を図ることを目的に補助する。

・ 私立幼稚園教諭処遇改善費補助

質の高い幼児教育の安定的な供給を実現するため、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に対して、教諭の処遇改善に充てるための費用を支給する。

・ 私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助

新型コロナウイルス感染症対策を実施する私立幼稚園に対して、これに係る経費の一部を補助する。

・ 私立幼稚園原材料価格等高騰対策給付金

私立幼稚園に対して、物価高騰対策のための給付金を支給する。

・ 私立幼稚園送迎バス等安全対策支援事業費補助金（5年度のみ）

私立幼稚園における子どもの安全・安心を確保するため、送迎バスへの安全装置の設置、園内外での安全対策等に係る経費の一部を補助する。

- ・私立幼稚園給食事業補助金
在籍する園児を対象に実施する弁当提供サービスについて、その経費の一部を補助する。
- ・私立幼稚園預かり保育事業費補助金
私立幼稚園が実施する預かり保育事業の運営に係る経費の一部を補助する。
- ・私立幼稚園多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金
私立幼稚園が実施する多様な他者との関わりの機会の創出事業の運営に係る経費の一部を補助する。

(2)実績

(円)

年度	3	4	5	6	7
幼児教育 研究委託	3,362,700	3,362,700	3,857,700	3,857,700	3,857,700
幼児歯科 検診委託	2,617,362	2,471,953	2,471,953	2,326,544	2,326,544
私立幼稚園 協会補助	18,105,600	17,774,400	17,443,200	13,689,600	13,358,400
心身障害児 教育事業費補助	17,202,000	19,032,000	18,300,000	22,692,000	19,032,000
私立幼稚園教諭 処遇改善費補助	9,572,400	10,821,600	10,447,200	8,859,600	8,985,600
私立幼稚園新型 コロナウイルス 感染症対策 事業費補助	2,433,000	1,868,000	40,000	—	—
私立幼稚園 原材料価格等 高騰対策給付金	—	16,741,980	16,215,948	5,689,585	—
私立幼稚園送迎 バス等安全対策 支援事業費 補助金	—	—	8,947,000	—	—
私立幼稚園 給食事業補助金	—	—	6,117,720	26,134,430	35,217,216
私立幼稚園 預かり保育 事業費補助金	—	—	—	22,392,000	24,800,000
私立幼稚園多様 な他者との関わ りの機会の創出 事業費補助金	—	—	—	4,506,000	12,127,000
合計	53,293,062	72,072,633	83,840,721	110,147,459	119,704,460

2-15 奨学資金貸付事業 <子ども若者課子育て支援係>

(1)概要

目黒区内に引き続き1年以上在住の者の子弟又はこれに準ずる者で、学業に意欲があり、経済的理由により修学困難な者に対して、私立高等学校等に入学する上で必要な奨学資金を無利子で貸与する(連帯保証人1名)。資金は、貸与期間終了の1年後から10年以内で返還してもらう。

- ・資金限度額 入学するうえで必要な経費30万円以内

(2)実績

- ・貸付人数 (人)

年度		3	4	5	6	7
奨学生	応募数	0	2	0	1	2
	不採用数	0	0	0	0	0
	辞退数	0	1	0	1	2
	採用数	0	1	0	0	0

- ・貸付額 (円)

年度	3	4	5	6	7
令和4年度生	0	0	0	0	0
令和5年度生	0	300,000	0	0	0
令和6年度生	0	0	0	0	0
令和7年度生	0	0	0	0	0
令和8年度生	0	0	0	0	0
計	0	300,000	0	0	0

2-16 ひとり親福祉

■ ひとり親相談 <子ども若者課ひとり親・生活支援係>

ひとり親家庭の生活や、自立に必要な援助等について、母子・父子自立支援員等が電話や来所相談に応じ、必要な支援を行っている。

・相談件数

(延件数)

年度 区分			3	4	5	6	7
生活一般	住居		16	12	5	31	46
	医療・健康		36	45	20	30	158
	家庭紛争	配偶者等の暴力	121	103	55	69	116
		その他	215	260	126	168	174
	就労		4	5	2	6	3
	養育費		0	24	6	16	29
	家事援助		79	58	54	55	74
	その他		39	81	46	35	81
	小計		510	588	314	410	681
児童	養育		38	38	9	22	64
	教育		17	16	6	4	4
	非行・就職・その他		0	10	2	0	0
	小計		55	64	17	26	68
生活支援	母子及び父子福祉資金		546	609	676	249	258
	児童扶養手当		8	16	4	10	9
	生活保護		3	8	4	8	23
	その他		294	269	334	394	357
	小計		851	902	1,018	661	647
その他	母子生活支援施設		95	124	117	222	156
	その他		0	0	0	0	0
	小計		95	124	117	222	156
件数総計			1,511	1,678	1,466	1,319	1,552

■ 母子及び父子福祉資金貸付 <子ども若者課ひとり親・生活支援係>

母子家庭の母又は父子家庭の父等の経済的自立を支援し、その扶養する児童の福祉増進を図るため、母子及び父子福祉資金の貸付けを行っている。

・貸付実績

資金の種類	貸付限度額(円)	償還期間	利率(%)	年度	3	4	5	6	7	
				貸付実績						
事業開始資金	3,580,000	7年以内	0 または 1.0	実件数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	母子・父子福祉団体の場合 5,370,000			金額	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
事業継続資金	1,790,000	7年以内	0 または 1.0	実件数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
				金額	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
技能習得資金	知識技能を習得する期間中 (5年以内) 月額 68,000	20年以内	0 または 1.0	実件数	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2(0)	1(0)	
	自動車運転免許を習得する場合 460,000			金額	0 (0)	0 (0)	198,000 (0)	990,000 (0)	396,000(0)	
修業資金	知識技能を習得する期間中 (5年以内) 月額 68,000	20年以内	0	実件数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	自動車運転免許を習得する場合 460,000			金額	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
就職支度資金	110,000	6年以内	0 または 1.0	実件数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	通勤のために自動車を購入する場合 340,000			金額	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
医療介護資金	医療 340,000 (特別 480,000)	5年以内	0 または 1.0	実件数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	介護 500,000			金額	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
生活資金	1 技能習得期間中 月額 141,000	20年以内	0 または 1.0	実件数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	2 医療介護期間中 月額 114,000	5年以内								
	3 生活安定貸付 母子及び父子世帯になって 7年未満の世帯 生活安定期間中 月額 114,000 (生計中心者でない場合) 76,000	8年以内								
	養育費取得のための裁判費用 1,368,000									
	4 失業期間中 月額 114,000 (生計中心者でない場合) 76,000	5年以内		金額	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	5 家計急変 児童扶養手当に準拠した額 (全部支給の額)の範囲内	10年以内								
住宅資金	1,500,000	6年以内	0 または 1.0	実件数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	(特例 2,000,000)	7年以内		金額	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
転宅資金	260,000	3年以内	0 または 1.0	実件数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
				金額	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
結婚資金	(児童対象) 330,000	5年以内	0 または 1.0	実件数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
				金額	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
修学資金	(児童対象)月額27,000 ～183,000	20年以内	0	実件数	24(2)	19(1)	7(1)	7(1)	11(1)	
				金額	16,311,604 (1,477,200)	8,353,200 (528,000)	5,664,000 (1,056,000)	5,394,000 (1,056,000)	6,033,300 (1,056,000)	
就学支度資金	(児童対象) 64,300～ 590,000	5年又は 20年以内	0	実件数	3(1)	0 (0)	1(0)	5(0)	5(0)	
				金額	1,630,000 (580,000)	0 (0)	300,000 (0)	1,051,650 (0)	1,250,000 (0)	
計				実件数	27(3)	19(1)	9(1)	14(1)	17(1)	
				金額	17,941,604 (2,057,200)	8,353,200 (528,000)	6,162,000 (1,056,000)	7,435,650 (1,056,000)	7,679,300 (1,056,000)	

※貸付限度額、償還期間、利率は令和7年4月1日現在

※償還開始は据置期間(6か月又は1年)経過後

※高等専門学校などに就学中の児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日に達したことにより児童扶養

手当等の給付を受けることができなくなった場合、各々の金額に児童扶養手当額を加算した額が貸付限度額になる
 ※実績の()は父子福祉資金内数

■ 自立支援教育訓練給付金 <子ども若者課ひとり親・生活支援係>

ひとり親の就労を促進するため、雇用保険法の教育訓練給付制度の指定教育訓練講座などを受講し、修了したときに、講座受講料の一部を支給している。

年度	3	4	5	6	7
支給実件数	2	0	2	2	4
金額(円)	193,909	0	487,491	300,000	1,000,000

■ 高等職業訓練促進給付金 <子ども若者課ひとり親・生活支援係>

ひとり親の就労に向けた資格の取得のための修業訓練中における生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするため、訓練促進給付金を支給している。

年度		3	4	5	6	7
内容	支給実件数	2	2	2	5	6
	延件数	24	24	24	49	52
高等職業訓練 促進給付金	支給件数	0	1	1	0	6
高等職業訓練 修了支援給付金	金額(円)	2,400,000	2,930,000	2,930,000	6,026,000	7,142,000

■ 母子生活支援施設 <子ども若者課ひとり親・生活支援係>

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

施設名：目黒区みどりハイム 定員：20 世帯

年度	3	4	5	6	7
入所世帯数(人員)	12 (34)	13 (33)	11 (27)	16 (39)	18 (45)

※各年度末現在

■ 入院助産 <子ども若者課ひとり親・生活支援係>

経済的理由で病院等に入院して出産することが困難な妊産婦を指定の助産施設(病院、助産所)に入所させ、分娩費の助成を行っている。

年度	3	4	5	6	7
入所件数	3	2	6	8	4

■ ひとり親家庭ホームヘルプサービス <子ども若者課ひとり親・生活支援係>

日常生活を営むのに、著しく支障があるひとり親家庭（配偶者のいない女子若しくは男子が現に児童を扶養している家庭）に対して、一定の期間、ホームヘルパーの派遣が受けられる介護券を交付し、日常生活の世話等必要な援助を行っている。

年度	3	4	5	6	7
派遣世帯数	15	17	20	18	20
延派遣回数	1, 155	1, 319	1, 565	1, 640	1, 575

■ ひとり親家庭学習支援事業 <子ども若者課ひとり親・生活支援係>

児童扶養手当受給世帯又は所得がこれに相当するひとり親家庭の子どもを対象に、大学生等のボランティアによる学習支援や、子どもの心に寄り添った生活支援を実施している。

受講者数 (人)	内容	年度	3	4	5	6	7
		学年					
	学習塾型	小学校4～6年生	6	7	7	10	10
		中・高校生	23	19	23	21	20
	家庭教師 派遣型	小学校4～6年生	6	14	12	12	11
		中学生	13	6	8	8	9

■ ひとり親家庭等の医療費助成 <子ども若者課育成給付係>

(1)概要

ひとり親家庭等に対し、保険医療の自己負担分の一部又は全額を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図ることを目的としている。

・対象

次の①～③のすべてに該当する方

①区内に居住し、18歳到達以後最初の3月31日まで(20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む)で、次のいずれかの状態にある児童とその保護者

ア 父母が離婚

イ 父又は母が死亡、生死不明

ウ 父又は母に1年以上遺棄されている

エ 婚姻によらないで生まれ、父又は母から扶養されていない

オ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている

カ 父又は母に重度の障害がある

キ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた

②国民健康保険又は社会保険に加入している人とその被扶養者である人

③年間の所得が制限額未満であること

※生活保護受給者、施設入所者（一部除外あり）及び里子は対象としない

・所得制限額

扶養親族等の数	0人	1人	2人以上
本人の所得(円)	2,080,000	2,460,000	1人につき380,000円加算
孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の所得(円)	2,360,000	2,740,000	

・助成方法

病院等の窓口で、電子資格確認を受ける場合は医療証(「**親**医療証」)を、受けない場合は資格確認書と医療証(「**親**医療証」)を提示することにより、医療費の自己負担分の一部又は全額が助成される。

この制度による診療を取り扱わない病院等で診療を受けたときは、医療費の自己負担分を支払い、区に申請することで助成される。

・一部自己負担の内容

(令和8年4月1日現在)

	課税世帯	非課税世帯
外来 (個人)	定率1割負担(上限18,000円/月) (上限144,000円/年)	なし
入院 (外来と世帯の 合算含む)	定率1割負担(上限57,600円/月) (多数回該当時の上限44,400円/月)	なし

※入院時食事療養費は、全額自己負担

※多数回該当とは、世帯の合算を含めた入院時等の医療費の自己負担分について、過去12か月以内に自己負担上限額57,600円まで達した月が3回以上ある場合、4回目以降の上限額が軽減される仕組みのこと

(2)実績

年度	3			4			5			6			7		
区分	母子	父子	養育者	母子	父子	養育者	母子	父子	養育者	母子	父子	養育者	母子	父子	養育者
医療証 交付 世帯数	713	25	4	669	23	3	679	24	3	638	23	2	663	25	1

■ 養育費確保支援事業 <子ども若者課ひとり親・生活支援係>

子どもの成長を経済的に支えるために大切な養育費について、継続した履行の確保を支援するため、公正証書等による取決めに係る費用や、民間保証会社と保証契約を締結する際に係る費用に対し補助金を支給している。

また、子どもがいる夫婦が離婚する場合に、子どもの生活を守るために必要な情報を伝えるため、離婚前後の親支援講座を開催している。

・養育費に関する公正証書等作成促進補助金・養育費保証契約促進補助金支給件数

年度	3	4	5	6	7
公正証書等	1	10	7	12	15
保証契約	0	0	0	0	0

・離婚前後の親支援講座「子どものために考えておくこと」

年度	3	4	5	6	7
開催回数	5	3	4	5	5
参加者数	25	14	22	15	20

※令和3年度は対面式、令和4年度以降はオンライン(総合庁舎でも視聴可)で実施。

2-17 女性福祉 <子ども若者課ひとり親・生活支援係>

■ 女性相談

支援又は保護を必要とする女性の発見に努めるとともに、女性の生活、職業、その他種々問題についての相談、助言、関係機関との連絡などを行っている。

・相談件数

(実件数)

年度		3	4	5	6	7
内容						
人間関係	夫婦関係	100	123	97	79	65
	親族関係	8	8	4	4	6
	男女関係	0	8	4	5	10
	職場・近隣関係	0	8	4	5	10
	経済関係	3	24	21	5	4
	医療(健康)関係	4	3	2	3	3
	住宅関係	1	0	0	2	1
	職業関係	0	0	0	0	0
	施設入所	7	8	3	5	2
	その他	6	7	9	4	7
	計	129	181	140	107	98

■ 母子・女性緊急一時保護事業

緊急に保護を要する母子・女性を、目黒区指定の施設へ入所させて、必要な保護・相談及び支援を行う緊急一時保護事業を実施している。指定施設の入所期間は原則1週間以内で、使用料は無料である。また、当区の指定施設以外にも東京都の施設へ緊急一時保護依頼をしている。

年度	3	4	5	6	7
利用世帯数	6(2)	4(3)	2(1)	10(3)	11(5)
利用延日数	79	124	15	206	269

※()内は東京都の施設への依頼分(警察経由含む)

3 放課後子ども対策課所掌の主な事業

3-1 児童館・学童保育クラブ

■ 児童館 <放課後子ども対策課放課後子ども事業係>

児童館は、遊びを通して、子どもたちの健やかな成長を積極的に図っている。「あそぼう・まなぼう・ともだちつくろう」「おとなと子どものふれ合いをもとめて」をキャッチフレーズに、だれでも自由に利用することができ、だれもが主人公となって仲間とともに生活体験を豊かにし、0歳～18歳までの子どもたちとその保護者が集うふれあいの場である。また、保護者同士が子育ての悩みや子育て経験について交流し、子どもの育ちやすい環境づくりのために力を合わせる場となっている。

(令和7年度・延べ人数)

施設	幼児	小学生	中学生	高校生	大人	計
駒場児童館	2,164	8,145	627	35	4,515	15,486
東山児童館	6,445	28,511	2,584	79	6,556	44,175
烏森住区センター児童館	3,646	11,489	1,372	25	4,921	21,453
中目黒住区センター児童館	788	718	307	6	1,069	2,888
目黒区民センター児童館	6,920	13,362	1,255	139	7,285	28,961
不動児童館	2,872	10,783	849	27	3,862	18,393
油面住区センター児童館	1,496	15,522	148	170	2,505	19,841
上目黒住区センター児童館	6,574	13,641	583	77	7,529	28,404
五本木住区センター児童館	1,805	12,922	535	63	4,571	19,896
向原住区センター児童館	3,210	12,640	219	60	3,474	19,603
原町住区センター児童館	2,127	10,932	558	0	2,491	16,108
緑が丘児童館	6,981	21,773	899	285	7,688	37,626
八雲住区センター児童館	3,889	16,580	1,270	79	4,837	26,655
中央町児童館	6,094	14,180	3,502	1,667	5,853	31,296
平町児童館	9,481	29,828	2,391	606	19,267	61,573
こどもの森児童館	6,699	8,146	5,271	1,073	6,518	27,707
東根住区センター児童館	5,718	19,848	784	104	6,052	32,506
碑住区センター児童館	4,964	34,246	227	181	11,850	51,468
計	81,873	283,266	23,381	4,676	110,843	504,039

■ 学童保育クラブ <放課後子ども対策課放課後子ども事業係・児童館係>

保護者の就労、疾病等の理由で、放課後、家庭で保育できない区内在住及び区内小学校に就学している児童(令和3年度より1年生から3年生までを6年生まで拡充)を預かり、異年齢

集団の中で共に遊び、学びながら、生活習慣を身につけること、文化活動、スポーツや行事等に取り組んでいる。平成25年度から、土曜日を除く保育の開始時間及び終了時間をそれぞれ15分間拡充した。令和3年度より民営の学童保育クラブ、令和4年度より全学童保育クラブで延長保育を開始した。

※これまでの事業概要においては、前年度の学童保育クラブ入所児童数を掲載していたが、今年度から発行年度の入所児童数を掲載することとしたため、2年度分を掲載する。

●令和7年度学童保育クラブ入所児童数

(令和7年4月1日現在)

クラブ名		受入 可能数	学年				
			1	2	3	4-6	計
公設公営	中目黒住区センター児童館 学童保育クラブ	110	19	41	25	25	110
	目黒区民センター児童館 学童保育クラブ	104	11	38	41	14	104
	油面住区センター児童館 学童保育クラブ	60	8	22	26	4	60
	上目黒住区センター児童館 学童保育クラブ	70	10	13	21	25	69
	五本木住区センター児童館 学童保育クラブ	60	9	15	22	13	59
	向原住区センター児童館 学童保育クラブ	60	7	15	15	21	58
	原町住区センター児童館 学童保育クラブ	60	2	18	27	13	60
	緑が丘児童館 学童保育クラブ	64	28	17	16	3	64
	八雲住区センター児童館 学童保育クラブ	60	18	38	1	2	59
	計	648	112	217	194	120	643

クラブ名		受入 可能数	学年				
			1	2	3	4-6	計
公設民営	中央町児童館学童保育クラブ	60	8	18	13	19	58
	不動児童館学童保育クラブ	140	47	58	34	0	139
	大岡山学童保育クラブ	50	12	16	21	0	49
	中根小学校内学童保育クラブ	80	34	34	12	0	80
	宮前小学校内学童保育クラブ	60	23	27	9	1	60
	烏森住区センター児童館 学童保育クラブ	60	17	24	18	1	60
	烏森住区センター児童館 第二学童保育クラブ	30	3	3	3	0	9
	平町児童館学童保育クラブ	70	31	26	12	1	70

	クラブ名	受入 可能数	学年				
			1	2	3	4-6	計
公設民営	東根学童保育クラブ	46	22	18	6	0	46
	駒場小学校内学童保育クラブ	30	20	6	4	0	30
	下目黒小学校内学童保育クラブ	30	28	2	0	0	30
	八雲小学校内学童保育クラブ	30	16	8	3	3	30
	菅刈小学校内学童保育クラブ	30	21	7	2	0	30
	中目黒小学校内学童保育クラブ	30	28	1	1	0	30
	向原小学校内学童保育クラブ	40	12	12	11	4	39
	月光原小学校内学童保育クラブ	30	25	4	0	0	29
	原町小学校内学童保育クラブ	45	28	16	1	0	45
	三田学童保育クラブ	15	4	5	4	2	15
	鷹番学童保育クラブ	70	14	24	22	10	70
	鷹番小学校内学童保育クラブ	30	23	3	1	0	27
	上目黒小学校内学童保育クラブ	30	15	13	2	0	30
	菅刈学童保育クラブ	62	7	14	19	17	57
	目黒本町学童保育クラブ	64	8	16	20	9	53
	碑住区センター児童館 学童保育クラブ	120	35	44	39	2	120
	碑小学校内学童保育クラブ	30	29	0	1	0	30
	五本木小学校内学童保育クラブ	30	13	12	4	1	30
	東根住区センター 学童保育クラブ	40	17	13	10	0	40
	田道小学校内学童保育クラブ	84	26	22	22	7	77
	油面小学校内学童保育クラブ	50	36	12	2	0	50
	東山小学校内学童保育クラブ	30	26	4	0	0	30
	東山児童館学童保育クラブ	70	25	20	25	0	70
	東山児童館第二学童保育クラブ	70	13	33	23	1	70
	東山児童館第三学童保育クラブ	60	10	22	12	16	60
	計	1,716	676	537	356	94	1,663

クラブ名		受入 可能数	学年				
			1	2	3	4-6	計
民設民営	愛隣会学童保育クラブ	70	23	17	11	19	70
	東が丘学童保育クラブ	46	13	8	19	6	46
	南学童保育クラブ	45	9	15	18	3	45
	計	161	45	40	48	28	161

クラブ名		受入 可能数	学年				
			1	2	3	4-6	計
私立	そらのした学童保育クラブ	40	19	19	2	0	40
	こどもの森児童館 学童保育クラブ	40	14	21	5	0	40
	祐天寺学童保育クラブ	19	5	2	0	4	11
	計	99	38	42	7	4	91

●令和8年度学童保育クラブ入所児童数

(令和8年4月1日現在)

クラブ名		受入 可能数	学年				
			1	2	3	4-6	計
公設公営	中目黒住区センター児童館 学童保育クラブ	110	12	32	38	13	95
	目黒区民センター児童館 学童保育クラブ	104	13	24	31	26	94
	油面住区センター児童館 学童保育クラブ	60	12	11	19	8	50
	上目黒住区センター児童館 学童保育クラブ	70	8	10	14	17	49
	五本木住区センター児童館 学童保育クラブ	60	11	10	24	15	60
	向原住区センター児童館 学童保育クラブ	60	3	8	14	16	41
	原町住区センター児童館 学童保育クラブ	60	8	4	17	16	45
	八雲住区センター児童館 学童保育クラブ	60	16	16	27	1	60
	計	584	83	115	184	112	494

クラブ名		受入 可能数	学年				
			1	2	3	4-6	計
公設 民営	中央町児童館学童保育クラブ	60	10	14	17	19	60
	不動児童館学童保育クラブ	165	54	40	39	18	151
	大岡山学童保育クラブ	50	27	12	11	0	50
	中根小学校内学童保育クラブ	100	33	34	28	5	100
	宮前小学校内学童保育クラブ	80	32	20	24	4	80
	烏森住区センター児童館 学童保育クラブ	60	16	19	16	8	59
	烏森住区センター児童館 第二学童保育クラブ	30	3	3	4	1	11
	平町児童館学童保育クラブ	70	45	25	0	0	70
	東根学童保育クラブ	76	26	19	19	4	68
	駒場小学校内学童保育クラブ	40	12	17	8	3	40
	下目黒小学校内学童保育クラブ	40	26	8	1	0	35
	八雲小学校内学童保育クラブ	50	31	11	5	3	50
	菅刈小学校内学童保育クラブ	30	15	8	5	1	29
	中目黒小学校内学童保育クラブ	50	28	6	0	1	35
	向原小学校内学童保育クラブ	40	19	10	11	0	40
	月光原小学校内学童保育クラブ	30	20	10	0	0	30
	原町小学校内学童保育クラブ	65	32	23	10	0	65
	三田学童保育クラブ	15	0	4	5	6	15
	鷹番学童保育クラブ	70	12	19	19	19	69
	鷹番小学校内学童保育クラブ	40	23	12	3	2	40
	上目黒小学校内学童保育クラブ	40	20	8	11	0	39
	菅刈学童保育クラブ	62	1	20	9	18	48
	目黒本町学童保育クラブ	64	6	15	20	11	52
	碑住区センター児童館 学童保育クラブ	120	27	37	33	9	106
	碑小学校内学童保育クラブ	70	51	13	0	1	65
	五本木小学校内学童保育クラブ	40	16	11	9	1	37

クラブ名		受入 可能数	学年				
			1	2	3	4-6	計
公設民営	東根住区センター 学童保育クラブ	40	15	18	6	0	39
	田道小学校内学童保育クラブ	84	23	24	20	16	83
	油面小学校内学童保育クラブ	70	35	29	6	0	70
	東山小学校内学童保育クラブ	50	50	0	0	0	50
	東山児童館学童保育クラブ	70	26	25	18	0	69
	東山児童館第二学童保育クラブ	70	17	15	22	16	70
	東山児童館第三学童保育クラブ	60	13	16	20	11	60
	緑が丘児童館学童保育クラブ	64	19	27	12	0	58
	計	2,065	783	572	411	177	1,943

クラブ名		受入 可能数	学年				
			1	2	3	4-6	計
民設民営	愛隣会学童保育クラブ	70	6	24	16	12	58
	東が丘学童保育クラブ	46	8	11	5	17	41
	南学童保育クラブ	45	11	8	12	14	45
	計	161	25	43	33	43	144

クラブ名		受入 可能数	学年				
			1	2	3	4-6	計
私立	そらのした学童保育クラブ	40	24	16	0	0	40
	こどもの森児童館 学童保育クラブ	40	17	11	12	0	40
	祐天寺学童保育クラブ	19	3	8	3	0	14
	計	99	44	35	15	0	94

3-2 ランランひろば <放課後子ども対策課放課後子ども事業係>

(1)概要

ランランひろばは、放課後や学校休業期間に、小学校の校庭や体育館、特別教室等を活用し、子どもの安全・安心な居場所を提供している。

・対象

実施小学校区に在住の児童(私立・国立学校の児童、幼児も利用可)

※幼児は保護者同伴

・実施日時

①学校開校日の下校時から午後6時まで

②学校休業期間の午前8時30分から午後6時まで(土曜、祝日、年末年始は除く)

※午後0時から午後1時までは昼食利用時間

(2)実績(参加)数

(人)

年度 小学校名	3	4	5	6	7
八雲	14,930	15,455	16,154	18,689	21,533
菅刈	—	13,492	15,089	17,331	18,932
下目黒	10,266	10,432	11,021	10,523	13,001
碑	—	—	—	16,692	20,648
中目黒	—	11,609	11,165	11,253	16,605
油面	—	—	—	15,265	17,526
大岡山	—	—	—	14,464	16,052
烏森	7,450	9,148	8,057	8,831	9,623
向原	—	10,771	10,524	7,903	8,450
五本木	—	—	15,997	13,075	16,429
鷹番	—	—	—	15,965	14,535
田道	—	—	—	20,355	20,298
月光原	—	9,516	10,004	9,175	13,800
駒場	7,430	6,594	6,391	6,359	7,526
原町		14,243	15,067	12,302	13,174
不動	13,431	17,829	18,917	19,005	22,689
上目黒	—	—	7,704	7,710	9,045
東根	18,742	18,785	17,129	15,162	15,206
中根	20,677	21,196	19,492	17,353	20,393
宮前	14,369	17,024	20,175	20,219	19,108
東山	—	—	—	13,951	22,631
計	107,295	176,094	202,886	291,582	337,204

3-3 子どもの居場所創設事業

■ こもれび目黒本町 <放課後子ども対策課放課後子ども事業係>

令和8年1月19日オープン。14時30分から20時までの時間は、「みんなのひろば」として、18歳までの子どもが自由に過ごせる居場所、食事の提供、学習支援、子育て家庭の養育支援を実施している。なお、9時から14時まで実施している子育てふれあいひろばの統計は、子育てひろば事業の民間ひろば（民設民営）に合算している。

年度		7
内容		
居場所提供事業	延べ参加人数	1,317
親に対する養育支援事業	延べ参加人数	1
子どもに対する学習支援事業	延べ参加人数	256
食事提供等の生活支援事業	延べ参加人数	850
長期休暇時等食事提供事業	延べ参加人数	15

※令和7年度は1月19日から運営開始。

4 子ども家庭支援拠点整備課所掌の主な事業

4-1 総合的な子ども家庭支援体制の構築 <子ども家庭支援拠点整備課子ども家庭支援拠点整備係>

(1)概要

総合的な子ども家庭支援体制の構築を目指し、東京都児童相談所誘致に向けた取組を進めるとともに、こども総合相談センター（仮称）の整備に向けた検討を行う。

(2)実績

- 令和7年4月1日にこども家庭センター（エレベーター設置は同年11月に完了）、同年5月12日にはこども家庭センター内に東京都児童相談所サテライトオフィスを開設した。
- 総合的な子ども家庭支援体制の構築に向け、検討体制として、会議体を設置し、検討を進めた。
- 東京都児童相談所誘致に向け、関係部署と連携しながら、旧碑文谷保健センター解体に向けた準備とともに、当該施設の閉鎖管理を実施した。

5 こども家庭センター所掌の主な事業

5-1 こども家庭センター事業 <こども家庭センター事業係・母子保健連携係・養育支援係・利用者支援係>

こども家庭センターは、区民からの多様な子育て相談に応じ、子育て不安の解消とあわせて、児童虐待の相談・通報の窓口となっている。要保護児童・要支援家庭の把握と虐待の予防に努め、解決に向け関係機関と連携・協力して子どもと子育て家庭を支援するため、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を作っている。また、地域保健課と連携した訪問相談事業を実施している。

■ 児童家庭相談実施状況

年度	3	4	5	6	7
こども家庭センター相談受案件数 (虐待通告・相談を含む)	935	980	864	1074	989
問い合わせ件数	469	821	811	540	675

■ 虐待通告・相談の内訳

①虐待通告(疑いを含む)・相談の種類別件数

年度	3	4	5	6	7
身体的	52	53	53	125	84
ネグレクト	30	23	21	44	65
性的	0	3	0	3	0
心理的	216	224	262	309	304
非該当	38	50	66	-	-
虐待 計	336	353	402	481	453
相談(虐待以外)計	246	294	185	320	265

※非該当は令和6年度実績から相談へ計上。

②虐待通告(疑いを含む)・相談の対象児童の年齢別件数

年度	3	4	5	6	7
0～3歳未満	125(62)	147(77)	111(66)	176(96)	184(111)
3歳～学齢前児童	127(74)	116(69)	102(66)	143(88)	144(99)
小学生	190(113)	234(122)	220(159)	302(195)	245(164)
中学生	71(28)	90(43)	70(43)	110(60)	90(40)
高校生等	19(10)	31(15)	49(34)	44(25)	49(33)
不明	50(49)	29(27)	35(34)	26(17)	6(6)
計	582(336)	647(353)	587(402)	801(481)	718(453)

※ () は虐待受案件数

※「不明」は通告があったものの、個人が特定できずに終結したもの

5-2 ショートステイ <こども家庭センター事業係>

保護者が病気・出産・介護・仕事のための出張などで一時的に子どもを養育できないとき、宿泊を伴った一時預かりを行う事業である。

■ 子どもショートステイ

2歳から小学校6年生までの児童を短期間（1か月につき7日以内）児童養護施設「目黒若葉寮」で預かる事業である。

内容	年度	3	4	5	6	7
子どもショートステイ	延べ利用人員(人)	29	80	89	91	123
	延べ利用日数(日)	112	171	214	242	297
要支援家庭を対象とした子どもショートステイ	延べ利用人員(人)	4	11	14	43	39
	延べ利用日数(日)	14	74	84	164	109

■ 乳幼児ショートステイ

0歳から2歳未満までの乳幼児を短期間（1か月につき7日以内）「日本赤十字社医療センター附属乳児院」で預かる事業である。

内容	年度	5	6	7
乳幼児ショートステイ	延べ利用人員(人)	21	16	57
	延べ利用日数(日)	64	63	182

5-3 子育てひろば事業

■ 子育てふれあいひろば <放課後子ども対策課放課後子ども事業係・こども家庭センター利用者支援係・保育課保育支援係>

区内に区直営5か所、民営11か所に子育てふれあいひろばを設置し、子育ての情報提供やサークルづくりなど地域の親子への支援を行っている。

(1) ほねっとひろば（公設公営）

年度		3	4	5	6	7
内容						
利用者数	延べ人数(人)	7,095	8,439	11,641	11,627	12,591
子育て相談	相談件数	309	329	226	373	155

(2) こども家庭センター地域子育てふれあいひろば（令和7年9月開設）（公設民営）

年度		7
内容		
利用者数	延べ人数(人)	4,023
子育て相談	相談件数	101

(3)上目黒住区センター児童館(公設公営)

年度		3	4	5	6	7
内容						
利用者数	延べ人数(人)	4,901	5,224	7,333	8,419	8,408
子育て相談	相談件数	148	141	116	210	223

(4)民間ひろば(民設民営)

子育てサロン coccolo、アソシエおおはしベビーラボ、アソシエとりつだいベビーラボ、こもれび目黒本町

年度		3	4	5	6	7
内容						
利用者数	延べ人数(人)	5,313	5,792	12,246	14,158	14,346
子育て相談	相談件数	119	179	671	688	683

(5)保育園ひろば

(公立)菅刈保育園、原町保育園、八雲保育園

(私立)第二ひもんや保育園、油面ちとせ保育園なのはなひろば、目黒東山ちとせ保育園ふれあいひろば、双葉の園保育園小さい花の家、目黒保育園、上目黒どろんこ保育園ちきんえつぐ

年度		3	4	5	6	7
内容						
利用者数 (延べ人数)(人)	公立	16,024	13,849	16,984	19,333	13,388
	私立	4,382	4,769	8,741	9,039	10,853
子育て相談 (相談件数)	公立	771	469	694	531	316
	私立	1,515	57	221	101	141

■ 児童館 <放課後子ども対策課放課後子ども事業係>

みんなで遊ぶルールを知り、子どもや親同士が仲良く交流を深められるように、幼児とその保護者を対象とした乳幼児クラブや子育て講座・幼児のつどい、また保護者・子ども自身からの相談事業も行っている。

年度		3	4	5	6	7
内容						
乳幼児クラブ	延べ参加人数(人)	13,021	19,125	19,055	19,512	16,964
子育て講座 乳幼児のつどい	延べ参加人数(人)	4,511	5,250	6,059	4,924	4,448
子育て相談	保護者からの延べ相談件数	95	167	47	87	68
	子ども自身からの 延べ相談件数	1	18	16	7	22

5-4 ファミリー・サポート・センター事業 <こども家庭センター利用者支援係>

(1)概要

育児援助を必要とする方（ファミリー利用会員）と育児援助ができる方（ファミリー協力会員）が会員となって、ファミリー・サポート・センターの斡旋で育児の援助を行うことにより、育児と就労の両立支援及び子育て家庭の育児支援を行うものである。この事業は区が目黒区社会福祉協議会に委託して実施している。

- ・ファミリー利用会員

生後6か月から12歳(小学生)までの子どもがいる区民で育児援助が必要な方

- ・ファミリー協力会員

18歳以上で性別・資格等を問わず心身健康で育児援助ができる方

※援助は、あくまでも一時的、短期的なサポートとして行う。

- ・主な育児援助の内容

①保育施設への送迎

②保育時間外の一時保育

③保護者が病気のときやリフレッシュ時の一時保育など

- ・費用負担

1時間800円（土・日・祝日1,000円）の他、交通費、食費等の実費

(2)実績

(人)

年度	3	4	5	6	7
協力会員数(人)	420	424	416	404	204
利用会員数(人)	331	271	250	268	298
両方会員数(人)	4	2	1	0	1
活動件数(件)	2,173	2,454	3,085	3,346	3,373

5-5 子どもの権利擁護委員制度 <こども家庭センター利用者支援係>

(1)概要

目黒区子ども条例に基づき「子どもの権利擁護委員制度」(めぐろ はあと ねっと)を設置している。この制度の目的は、いじめや差別、暴力など、子どもたちが抱える問題を、相談員や子どもの権利擁護委員が本人や保護者と一緒に解決に向けて考え、行動することである。

(2)実績

(人)

主たる電話相談内容	年度 相談者	3	4	5	6	7
いじめ	子ども	2	3	1	7	4
	大人	4	4	45	83	11
子ども同士の悩み	子ども	9	3	4	1	12
	大人	3	0	0	1	0
学校(園)についての悩み	子ども	6	7	4	3	11
	大人	63	21	33	31	59
不登校	子ども	0	1	0	0	1
	大人	0	4	1	1	1
虐待や虐待につながる おそれ	子ども	0	0	0	0	0
	大人	0	0	2	0	0
家庭内暴力	子ども	0	1	0	0	0
	大人	0	3	0	0	0
家族についての悩み	子ども	4	0	1	0	1
	大人	19	8	10	11	18
子育てについての悩み	子ども	0	0	0	0	0
	大人	25	10	2	4	12
性に関する悩み	子ども	1	2	1	6	0
	大人	0	0	1	0	1
その他	子ども	2	5	1	2	3
	大人	18	87	112	30	17
	不明	6	0	1	8	31
計	子ども	24	22	12	13	32
	大人	132	137	206	161	119
	不明	6	0	1	8	31
相談延べ件数		162	159	219	182	182

※令和7年度は公立小学校でのハガキ相談を実施

6 保育課・保育計画課所掌の主な事業

6-1 保育所

保育所は、保護者の就労、疾病等の理由により保育を必要とする子どもを、保護者の委託を受けて保育するための施設である。

■ 区立保育所 <保育課保育係>

(令和8年4月1日現在)

No.	保育所名	保育開始年齢	年齢別定員(人)						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1	駒場保育園	0歳(57日以上)	6	10	12	14	14	14	70
2	菅刈保育園	0歳(57日以上)	6	21	22	23	23	23	118
3	田道保育園	0歳(57日以上)	9	18	20	23	23	23	116
4	不動保育園	0歳(57日以上)	6	7	10	15	15	15	68
5	中町保育園	0歳(57日以上)	3	5	7	9	10	24	58
6	祐天寺保育園	0歳(57日以上)	9	13	13	14	14	14	77
7	中央町保育園	0歳(57日以上)	6	9	8	9	11	23	66
8	目黒本町保育園	0歳(57日以上)	9	11	16	21	21	21	99
9	原町保育園	0歳(57日以上)	9	24	25	27	27	27	139
10	南保育園	0歳(57日以上)	9	18	20	22	22	22	113
11	第三ひもんや保育園	0歳(57日以上)	6	9	11	17	19	37	99
12	大岡山保育園	0歳(57日以上)	9	21	23	25	25	25	128
13	八雲保育園	0歳(57日以上)	6	20	24	27	28	28	133

■ 私立保育所 <保育計画課保育計画係>

(令和8年4月1日現在)

No.	保育所名	保育開始 年齢	年齢別定員(人)						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1	BunBu学院Jr.中目黒園	57日目～	6	10	11	11	11	11	60
2	目黒天空ちとせ保育園	57日目～	6	12	12	15	15	15	75
3	目黒東山ちとせ保育園	1歳児クラス～	0	15	15	20	20	20	90
4	双葉の園ひがしやま保育園	57日目～	9	26	26	26	26	26	139
5	キッズハウス池尻大橋	4か月～	6	10	11	11	11	11	60
6	野のゆり保育園	57日目～	6	8	8	8	8	8	46
7	双葉の園保育園	57日目～	12	30	30	30	30	30	162
8	のぞみ保育園	57日目～	9	15	15	14	13	13	79
9	アソシエ大橋保育園	57日目～	6	10	12	12	12	12	64
10	中目黒駅前保育園	57日目～	8	9	10	11	11	11	60
11	中目黒ちとせ保育園	57日目～	6	9	11	11	11	12	60
12	桑の実中目黒保育園	57日目～	6	8	10	12	12	12	60
13	上目黒桜祐保育園	6か月～	6	20	24	24	24	24	122
14	コビープリスクールかみめぐろ	57日目～	6	14	15	15	15	15	80
15	キッズガーデン上目黒	57日目～	6	8	9	9	9	9	50
16	インターナショナル桜のこみち保育園	57日目～	6	12	13	13	13	13	70
17	キッズガーデン中目黒	90日目～	9	12	12	12	12	13	70
18	中目黒どろんこ保育園	57日目～	9	10	12	13	13	13	70
19	目黒三田保育園キミトミライト	1歳児クラス～	0	9	10	12	12	12	55
20	目黒保育園	57日目～	9	17	18	18	19	19	100
21	キッズガーデン目黒三丁目	57日目～	6	10	11	11	11	11	60
22	さくらさくみらい目黒	1歳児クラス～	0	10	12	12	13	13	60
23	アソシエ目黒おとり保育園	57日目～	6	12	12	12	12	12	66
24	インターナショナルアンジェリカ下目黒2丁目保育園	57日目～	6	12	12	0	0	0	30
25	アソシエ下目黒保育園	57日目～	6	11	12	14	14	13	70
26	まなびの森保育園目黒	1歳児クラス～	0	12	12	12	12	12	60
27	みらいく下目黒園	57日目～	6	10	11	11	11	11	60
28	さくらさくみらい下目黒	57日目～	6	8	10	12	12	12	60
29	グローバルキッズ目黒園	57日目～	6	10	11	11	11	11	60
30	アソシエ不動保育園	57日目～	6	10	12	12	12	12	64
31	インターナショナルアンジェリカ下目黒6丁目保育園	57日目～	6	12	13	23	23	23	100
32	ミアヘルサ保育園ゆらりん下目黒	57日目～	9	24	24	31	29	29	146
33	油面ちとせ保育園	57日目～	6	10	11	11	11	11	60
34	アソシエ油面公園保育園	57日目～	9	10	12	12	12	12	67
35	夢花保育園	57日目～	6	20	22	24	24	24	120
36	くれよん保育園本園	57日目～	6	8	10	0	0	0	24
37	くれよん保育園分園	3歳児クラス～	0	0	0	10	10	10	30
38	アスクバイリンガル保育園上目黒	57日目～	6	10	12	12	9	11	60
39	AIAI NURSERY 祐天寺	57日目～	4	5	5	5	5	5	29
40	蓮美幼児学園祐天寺ナーサリー	57日目～	6	8	9	9	9	9	50

No.	保育所名	保育開始 年齢	年齢別定員(人)						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
41	アソシエ祐天寺西保育園	57日目～	9	12	12	12	12	12	69
42	しいのき保育園	57日目～	12	20	24	30	30	30	146
43	にじいろ保育園学芸大学	57日目～	6	10	11	11	11	11	60
44	ちゃいれっく祐天寺駅前保育園	57日目～	6	10	11	11	11	11	60
45	みらいく鷹番園	57日目～	6	10	11	11	11	11	60
46	目黒かえで保育園	57日目～	6	10	12	14	16	16	74
47	まなびの森保育園学芸大学前	57日目～	6	24	24	24	24	24	126
48	アンジェリカ目黒本町保育園	57日目～	9	10	11	11	11	11	63
49	第二ひもんや保育園	57日目～	9	14	15	15	15	15	83
50	西小山すみれ保育園	57日目～	6	8	9	9	9	9	50
51	にじいろ保育園原町	57日目～	6	10	11	11	11	11	60
52	蓮美幼児学園西小山ナーサリー	57日目～	6	8	10	12	12	12	60
53	ポピンズナーサリースクール洗足	57日目～	6	8	9	9	9	9	50
54	グローバルキッズ大岡山園	57日目～	6	10	11	11	11	11	60
55	ピュアリー目黒南保育園	57日目～	6	10	11	11	11	11	60
56	ここいく保育園碑文谷	57日目～	6	6	7	7	7	7	40
57	さくらさくみらい碑文谷	57日目～	6	8	10	12	12	12	60
58	目黒碑文谷雲母保育園	57日目～	6	10	11	11	11	11	60
59	碑文谷もみじの森保育園	57日目～	9	10	12	15	15	15	76
60	アソシエ学芸大学東保育園	57日目～	9	12	12	12	12	12	69
61	アソシエ学芸大学南保育園	57日目～	6	12	13	13	13	13	70
62	さくらさくみらい学芸大	1歳児クラス～	0	9	12	13	13	13	60
63	さくらさくみらい鷹番	57日目～	6	10	12	14	14	14	70
64	アソシエ都立大学保育園	57日目～	6	10	11	11	11	11	60
65	ポピンズナーサリースクール都立大学	57日目～	6	10	11	11	11	11	60
66	さくらさくみらい都立大	1歳児クラス～	0	11	11	12	13	13	60
67	モニカ都立大園	57日目～	6	10	12	16	16	16	76
68	緑丘保育園	57日目～	9	10	11	11	11	11	63
69	いいほいくえん自由が丘	1歳児クラス～	0	10	10	10	10	10	50
70	にじいろ保育園自由が丘	57日目～	9	12	14	15	15	15	80
71	アソシエ自由が丘保育園	57日目～	6	12	13	13	13	13	70
72	にじいろ保育園自由が丘目黒通り	57日目～	9	10	12	16	16	16	79
73	アソシエ柿の木坂マミー保育園	57日目～	6	8	9	9	9	9	50
74	スクルドエンジェル保育園柿の木坂園	1歳児クラス～	0	8	8	11	11	11	49
75	アソシエ柿の木坂保育園	57日目～	6	10	12	14	14	14	70
76	アソシエ八雲ママン保育園	57日目～	9	12	12	12	12	12	69
77	アスクバイリンガル保育園やくも	57日目～	3	10	10	10	10	7	50
78	にじいろ保育園八雲	57日目～	6	10	11	11	11	11	60
79	ベリーベアーインターナショナル保育園八雲	57日目～	6	12	13	13	13	13	70
80	東が丘保育園	6か月～	6	12	13	15	15	15	76
81	アイグラン保育園東が丘	57日目～	6	10	11	11	11	11	60
82	にじいろ保育園東が丘	57日目～	6	10	12	14	14	14	70
83	ウィズブック保育園東が丘	57日目～	6	10	11	11	11	11	60
84	上目黒どろんこ保育園	57日目～	6	10	12	14	14	14	70

■ 保育所への入所 <保育課保育施設利用係>

保育の必要な子どものために、その程度の高い順に保育所等での保育の実施を行っている。

(各年度4月1日現在)

年度			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計(人)	
4	定員	公立	129	254	288	324	692	1,687	7,532
		私立	509	946	1,042	1,114	2,234	5,845	
	在籍児数	公立	105	231	280	286	600	1,502	6,149
		私立	373	876	952	895	1,551	4,647	
5	定員	公立	114	215	280	320	678	1,607	7,382
		私立	504	939	1,033	1,096	2,203	5,775	
	在籍児数	公立	101	210	266	290	592	1,459	6,174
		私立	371	870	940	919	1,615	4,715	
6	定員	公立	105	208	239	309	646	1,507	7,247
		私立	501	935	1,029	1,089	2,186	5,740	
	在籍児数	公立	87	206	230	265	571	1,359	6,093
		私立	336	855	959	888	1,696	4,734	
7	定員	公立	96	189	220	251	603	1,359	7,143
		私立	507	944	1,037	1,102	2,194	5,784	
	在籍児数	公立	79	185	211	230	512	1,217	6,097
		私立	387	883	971	925	1,714	4,880	
8	定員	公立	93	186	211	246	548	1,284	7,070
		私立	507	944	1,037	1,100	2,198	5,786	
	在籍児数	公立	87	174	197	212	473	1,143	6,101
		私立	432	905	997	901	1,723	4,958	

■ 小規模保育事業 <保育課保育施設利用係>

小規模保育事業は、保護者が働いているなどの理由で、昼間保育をする人がいない子ども（0歳児クラスから2歳児クラス）を6人から19人までの定員で保育を行う事業である。

区が認可し、設置・運営事業者に対し、開設準備経費と運営費の補助を行っている。

（令和8年4月1日現在）

保育所名	保育開始年齢	年齢別定員(人)			
		0歳	1歳	2歳	計
HOPPA目黒保育園	0歳(90日以上)	6	7	6	19
不動さつき保育園	0歳(90日以上)	6	6	7	19
HOPPA中町保育園	0歳(90日以上)	2	5	5	12
保育ルーム目黒本町	0歳(90日以上)	2	5	5	12
BabyOne	0歳(90日以上)	6	6	7	19
BUNBUN GARDEN 学芸大学園	0歳(90日以上)	2	5	5	12
マザーグース都立大学園	0歳(90日以上)	2	5	5	12
ウィズブック保育園大岡山	0歳(90日以上)	3	8	8	19
木下の保育園 都立大学	0歳(90日以上)	5	7	7	19
モニカ緑が丘園	0歳(57日以上)	6	6	7	19

■ 事業所内保育事業 <保育課保育施設利用係>

事業者が主体となって、従業員の子ども（従業員枠）と地域の保育を必要とする子ども（地域枠）を一緒に保育する事業である。地域枠については、0歳児クラスから2歳児クラスまでが対象となっている。

区が認可し、運営事業者に対し、運営費の補助を行っている。

（令和8年4月1日現在）

保育所名	保育開始年齢	区分	年齢別定員(人)						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
Jキッズピース 三宿保育園	0歳 (57日以上)	地域枠	4	5	6	—	—	—	15
		従業員枠	4	3	5	11	11	11	45
優っくり 保育園	0歳 (57日以上)	地域枠	2	3	3	—	—	—	8
		従業員枠	1	1	1	—	—	—	3

■ 認証保育所 <保育課保育係>

認証保育所は、東京都が定める認証基準（保育室の面積や職員配置などの基準）を満たしており、都が認可し設置された認可外保育施設である。

(令和8年4月1日現在)

No.	保育所名	保育開始 年齢	年齢別定員(人)						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1	エデュケアセンター・めぐろ	0歳 (57日目以上)	8	10	12	10	10	10	60
2	モンテッソーリ学芸大学 子どもの家	0歳 (5か月以上)	8	11	15	—	—	—	34
3	ミアヘルサ保育園 ゆらりん自由が丘	0歳 (57日目以上)	3	8	9	6	7	7	40
4	東大駒場地区保育所	0歳 (産休明け以上)	4	7	9	8	6	6	40
5	アンジェリカ保育園中目黒園	0歳 (57日目以上)	6	8	8	7	6	5	40
6	たけのこ保育園	0歳 (57日目以上)	6	6	7	7	6	6	38
7	共同保育所コロちゃんの家	0歳 (43日目以上)	9	10	10	—	—	—	29
8	ニコニコ保育園	0歳 (43日目以上)	5	9	14	—	—	—	28
9	マグハウス都立大学	0歳 (57日目以上)	7	12	12	—	—	—	31

■ 家庭福祉員（保育ママ）制度 <保育課保育施設利用係>

区が認定し、0歳児クラスから2歳児クラスまでの少人数(定員3人)の子どもを家庭福祉員の自宅等家庭的な環境の中で預かる制度で、保育短時間の認定を受けている方のみ利用可能である。

(令和8年4月1日現在)

No.	家庭福祉員	保育開始 年齢	年齢別定員(人)						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1	柏井	6か月～	3						3
2	川端	6か月～	3						3
3	横山	6か月～	3						3
4	東條	6か月～	3						3

6-2 区立保育所の運営

児童福祉法第35条の規定に基づき、国が定めた基準に従い区が設置し、運営している施設である。保育を必要とする子どものために最善の利益を考慮した保育を行い、子どもの人権を尊重し家庭と共に子どもの健やかな成長を支援している。

■ 区立保育所の行事 <保育課保育支援係>

季節の移り変わりや日本の伝統文化等を体験することを通し、生活に豊かさをもたらし子どもたちの社会性、協調性、達成感(自己肯定感)等を育む。

春	*入園・進級お祝い会 *春の遠足	秋	*総合防災訓練 *運動会 *秋の遠足
夏	*プール開き *七夕 *夏祭り *プール閉め	冬	*成長お祝い会 *新年おめでとう会 *節分 *ひなまつり *卒園式

※その他、健康教育や食育活動等を行っている。

■ 第三者評価 <保育課保育支援係>

第三者評価制度は、事業者や利用者ではない第三者の評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、区立保育所を対象に、サービスの内容や質、組織のマネジメント力等を評価しその結果を公表する仕組みである。保育内容や運営全般の取組を見直す機会となり、定期的実施することで継続的な質の向上につながる。

年度	3	4	5	6	7
実施園数	4	6	6	4	6

6-3 保育所等の運営・支援

■ 保育所等の運営費

(1) 私立保育所 <保育課保育施設運営係>

区では、私立保育所運営事業者に対して運営費の補助を行っている。これは、区が施設の運営に要する費用の一部を補助することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的として行うものである。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数	80	81	81	82	83
私立保育所運営費(円)	9,053,994,750	9,537,502,960	10,085,497,790	10,855,218,650	11,533,420,720

(2) 地域型保育事業 <保育課保育施設運営係>

区では、地域型保育事業運営事業者に対して運営費の補助を行っている。これは、区が施設の運営に要する費用の一部を補助することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的として行うものである。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数	17	16	15	12	12
地域型保育事業運営費(円)	557,026,180	500,798,200	429,317,910	442,255,840	603,276,010

(3)認証保育所 <保育課保育係>

区では、認証保育所に対して、各種の補助を行っている。これは、区が施設の運営に要する費用の一部を補助することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的として行うものである。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数	41	34	33	33	29
認証保育所運営費(円)	468,468,140	453,014,990	474,619,540	559,946,040	585,737,605

(4)家庭福祉員（保育ママ）制度 <保育計画課保育施設整備係>

子どもの養育に技術と経験を有する家庭福祉員の自宅等において子どもを受託し、児童の福祉向上を図るとともに、保育内容の充実に要する経費を補助するものである。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数	6	6	6	5	5
家庭福祉員運営費(円)	28,489,008	26,397,074	33,028,260	29,780,643	26,580,881

■ 私立保育所・地域型保育事業に対する法外援護 <保育課保育施設運営係>

(1)私立保育所

区では、私立保育所運営事業者に対して各種の援護を行っている。これは、保育内容の充実に要する経費を助成することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的として行うものである。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数	80	81	81	82	83
事業運営費(円)	516,577,631	567,412,019	600,024,606	638,166,867	640,047,266
補助内訳	児童処遇費、職員処遇費、延長保育経費等				

(2)地域型保育事業

区では、地域型保育事業運営事業者に対して各種の援護を行っている。これは、保育内容の充実に要する経費を助成することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的として行うものである。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数	17	16	15	12	12
事業運営費(円)	38,231,140	35,255,100	65,744,480	51,864,040	64,867,760
補助内訳	延長保育経費、看護師等配置経費、11時間開所対策事業経費等				

6-4 保育所等従事者支援事業

■ 保育士資格取得支援事業 <保育課保育係>

保育人材確保対策を推進することを目的とし、保育所等事業者が行う保育士資格の取得支援に要する経費を補助するものである。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数	5	5	3	3	4
補助金額(円)	69,883	73,725	152,180	49,275	51,400

■ 保育士等キャリアアップ補助事業 <保育課保育係>

保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育所等が行う保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的とするものである。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数	91	93	92	87	90
補助金額(円)	508,374,000	520,232,000	529,740,000	552,174,000	580,350,000

■ 保育士宿舍借り上げ支援事業 <保育課保育係>

保育人材の確保、定着及び離職防止を図るため、保育従事職員が入居するための宿舍借り上げを行う事業者にその費用の一部を補助するものである。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数	106	106	106	103	104
補助金額(円)	893,751,585	956,251,580	966,276,037	1,031,475,434	1,076,785,048

■ 私立保育所産休代替職員補助事業 <保育課保育係>

私立保育所における出産又は傷病のため休業する職員の代替職員人件費に係る扶助経費である。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数	2	3	3	1	1
補助金額(円)	733,980	1,761,940	1,654,170	1,404,150	702,190

6-5 保育所等運営支援事業

■ 保育サービス推進事業 <保育課保育係>

特別保育事業や地域子育て支援事業などを地域の実情に応じて推進するため、私立保育所等の取組に要する経費の一部を補助することにより、保育サービスの向上を図ることを目的とするものである。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数	78	81	74	72	72
補助金額(円)	162,589,000	174,556,000	182,401,000	206,674,000	261,688,000

■ 保育力強化事業 <保育課保育係>

区の多様な保育ニーズに対応し、地域の実情に応じて保育サービスの向上を推進するため、認証保育所等の行う取組に要する経費の一部を補助することにより、保育サービスの向上を図ることを目的とするものである。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数	14	13	15	14	13
補助金額(円)	6,043,000	6,036,000	14,859,000	17,243,000	16,091,000

■ 賃借料補助事業 <保育課保育係>

空き家、空き店舗等の賃貸物件を活用した保育所等を設置運営する民間事業者に対し、その事業の実施に要する経費の一部を補助するものである。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数	59	60	58	58	55
補助金額(円)	1,384,740,965	1,370,654,441	1,301,184,394	1,109,076,034	882,106,326

■ 医療的ケア児支援事業 <保育課保育係>

医療的ケアを行う看護師、保健師又は助産師を保育所等に配置し、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療を要する状態にある子ども（「医療的ケア児」）を保育所等で受け入れるための環境の整備を図ることを目的とするものである。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数	2	3	6	7	9
補助金額(円)	8,158,036	12,191,414	22,832,271	30,728,136	35,773,799

■ 障害児受入促進事業 <保育課保育係>

保育所を運営する事業者に対して、「医療的ケア児」を受け入れるための設備改修及び備品購入等に係る経費の一部を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とするものである。当該事業は、令和5年度から実施している事業である。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数			3	2	1
補助金額(円)			1,005,000	515,000	15,000

■ 保育人材確保支援事業 <保育課保育係>

(1)就職・転職相談会の開催

子どもを安心して育てることができる環境を整備することを目的とし、新卒保育士の確保、就職継続支援、潜在保育士の再就職支援など、私立保育所等事業者との連携の上、区立及び私立保育所等が出展する就職・転職相談会を開催するものである。当該事業は、令和6年度から実施している事業である。

年度	3	4	5	6	7
参加事業者数				23	24
参加者数(人)				47	28
委託経費(円)				2,257,750	2,175,554

(2)保育所職員相談窓口の設置

保育の質の向上を目的とし、区内保育所等で勤務する職員が仕事の悩み等を第三者に相談できる窓口を設置し、保育所職員の職場定着、メンタルケア及び保育環境の向上を行うものである。当該事業は、令和6年度から実施している事業である。

年度	3	4	5	6	7
延べ利用者数				17	15
委託経費(円)				1,331,000	2,420,000

■ 原材料価格等高騰対策給付金 <保育課保育係>

区内で保育所等を運営する事業者等に対して、原材料価格等の高騰により生じた事業経費の負担増加に対し、事業者等の負担軽減及び経営支援を目的として、光熱水費及び食材費の経費の一部を補助するものである。当該事業は、令和4年度から実施している事業である。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数		114	113	110	105
補助金額(円)		54,440,044	85,524,748	55,053,574	63,292,050

■ 認可外保育施設におけるサービスの質維持向上支援事業<保育計画課保育計画係>

(1)概要

認可外保育施設に対して、長引く物価高騰の影響に伴う利用者負担の増加や保育サービスの質の低下を回避する必要から、指導監督基準の適合状態を維持し安心して安全に子どもを預けられる環境を確保するため、認可外保育施設に対する緊急的な支援を行う事業である。

(2)補助内容

令和4年度 令和4年10月から令和5年3月まで（月：20,000 円）

令和5年度 令和5年4月から令和6年3月まで（月：10,000 円）

令和6年度 令和6年10月から令和7年3月まで（月：14,000 円）

令和7年度 令和7年4月から令和8年3月まで（4～12月：13,000 円、1～3月：18,000 円）

(3)実績

年度	4	5	6	7
補助施設数	28	32	22	21
補助金額(円)	3,580,000	3,680,000	1,848,000	3,487,000

■ 保育所等ICT化推進事業補助金 <保育課保育係>

保育所等の子どもの安全・安心を確保するため、保育所等を運営する事業者に対して、保育業務支援システムの導入に向けた取組を実施するための経費を補助することにより、保育環境の改善を図り、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とするものである。当該補助金は、令和5年度に限り実施した事業である。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数			6		
補助金額(円)			4,932,000		

■ 保育所等PCR検査費補助事業補助金 <保育課保育係>

保育所等を運営する事業者に対して、子ども又は職員の新型コロナウイルス感染症の感染が判明した際に、保健所による濃厚接触者の特定及び検査が即時に実施されない場合、保健所に先行して実施するPCR検査に係る経費を区が支援し、事業の円滑な執行を図ることを目的とするものである。当該補助金は、令和3年度に限り実施した事業である。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数	10				
補助金額(円)	1,122,952				

■ 保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助金 <保育課保育係>

新型コロナウイルス感染症により保育施設が臨時休園等をした場合において、保育施設が利用者負担額を減額又は返金をした場合、その費用の一部を区が補助することにより、事業の円滑な運営を図ることを目的とするものである。当該補助金は、令和3年度及び4年度に限り実施した事業である。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数	35	38			
補助金額(円)	7,139,678	3,568,015			

■ 保育所等における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業補助<保育課保育係>

保育所等を運営する事業者に対して、保育所等が購入した備品や施設の消毒のための委託に係る経費を補助し、事業の円滑な執行を図ることを目的とするものである。当該補助金は、令和元年度から令和4年度に限り実施した事業である。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数	113	113			
補助金額(円)	66,159,000	65,425,000			

■ 安全対策総合支援事業 <保育課保育係>

保育所等の子どもの安全・安心を確保する目的を達成するため、保育所等を運営する事業者に対して、安全対策に関する取組を実施するための経費を補助し、事業の円滑な執行を図ることを目的とするものである。当該事業は、令和5年度に限り実施した事業である。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数			75		
補助金額(円)			94,855,000		

■ 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業 <保育課保育係>

保育所等を運営する事業者に対して、性被害防止対策に係る設備整備等の経費の一部を補助することにより、性被害防止のための対策及び子どもを安心して育てることができる体制を図ることを目的とするものである。当該事業は、令和6年度に限り実施した事業である。

年度	3	4	5	6	7
対象施設数				60	
補助金額(円)				3,619,890	

■ 保育所等指導検査事業 <保育計画課保育施設指導検査係>

(1)指導検査

区内児童福祉施設における保育の質の維持・向上や、子どもにとっての安全・安心な保育所等の利用を推進するため、区内私立保育所等の指導検査を実施するものである。

年度		3	4	5	6	7
実施 施設数	私立保育所	6	14	15	27	36
	小規模・事業所内保育事業	17	16	13	12	12
	認可外保育施設	0	0	0	0	2

(2)労働環境整備

区内保育所等の適正な施設運営のため関係法令等に基づき実施している指導検査の精度を上げ、かつ、区の保育の質の向上を図るため、社会保険労務士による指導検査支援を実施し専門的見地からの助言等を得るものである。当該事業は、令和5年度から実施している事業である。

年度		3	4	5	6	7
実施 施設数	私立保育所			3	2	2
	小規模・事業所内保育事業			0	1	0

6-6 乳幼児歯科保健の充実

■ 認可保育所の歯科検診 <保育課保育係>

区内の保育所に通園する全園児を対象に園児の健康の維持を目的として、目黒区歯科医師会に委託して歯科検診を実施する。

年度		3	4	5	6	7
受診者数(人) (春受診分)	公立保育所	1,569	1,414	1,344	1,258	1,109
	私立保育所	4,125	4,201	4,178	4,323	4,229

6-7 多様な保育の充実

■ 一時保育事業 <保育課保育係>

保護者の育児の負担を軽減するため、休養・通院などの理由で一時的に保育が必要な場合に利用できるものである。

年度		3	4	5	6	7
実施施設数	私立保育所	12	12	13	13	14
	認証保育所	1	0	0	0	0
	小規模保育事業	0	0	7	7	7
定員(人)		48	45	49	49	52
実施日数(日)		242	243	242	242	242
延べ利用人数(人)		5,941	6,762	8,139	7,455	7,605

■ 緊急一時保育事業 <保育課保育施設利用係>

保護者が病気や出産で入院したり、看護等で急に子どもの保育ができなくなった場合に、子どもを区立保育所で一時的に保育するものである。

年度		3	4	5	6	7
利用児童数(人)		63	57	66	59	57
延べ利用日数(日)		620	677	811	829	748

■ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度:はじめてのいっぽ) <保育計画課保育計画係>

(1)概要

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度である。

(2)経緯

令和7年11月 試行実施（区立中央町保育園）

令和8年4月 本格実施（区立中央町保育園・私立幼稚園）

(3)実績

年度	令和7年度(試行実施)				令和8年度(本格実施)			
施設名	区立中央町保育園				区立中央町保育園			
期間	令和7年11月～令和8年3月				令和8年4月～令和8年9月			
					令和8年10月～令和9年3月			
曜日	火曜・水曜・木曜				月曜・火曜・水曜・木曜・金曜			
時間	9時00分～11時30分				9時00分～11時30分			
定員	各曜日 4人				各曜日 6人			
利用数 (開始時人)	0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
	8	4	0	12	7	19	4	30
延人数 (人)	0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
	132	60	0	192	-	-	-	-
利用時間 (時間)	0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
	340	140	0	480	-	-	-	-

■ 病後児保育事業 <保育課保育係>

保育所等に通っている子どもが「病気の回復期」にあって、集団保育が困難な時期に、専用施設で一時的に預かるものである。

年度	3	4	5	6	7
実施施設数	1	2	4	5	6
定員(人)	4	8	16	20	24
延べ利用人数(人)	25	140	1,023	1,258	916

■ 訪問型病児・病後児保育事業 <保育課保育係>

保育所等に通っている子どもが病気や怪我等で休み、家庭で保育をする人がいない場合、ベビーシッター利用費用の一部を助成するものである。

年度	3	4	5	6	7
延べ利用人数(人)	78	56	91	63	58

■ 区立保育園の民営化 <保育計画課保育施設整備係>

民間活力の活用・連携を推進し、多様な保育ニーズに対応するとともに、「区立保育園の民営化に関する計画」に基づき、国・都の補助を活用して、保育所を更新する事業である。

園名	民営化時期(予定)	摘要
第二上目黒保育園	令和7年4月 (民営化園開設済)	
ひもんや保育園・ 第三ひもんや保育園	令和10年4月 (ひもんや保育園跡地)	ひもんや保育園は令和7年度末で閉園 (第三ひもんや保育園と統合)
中町保育園	令和11年4月	令和8年度末で閉園 (中央町保育園と統合)
目黒本町保育園	時期未定	

■ 「ヒーローバス」運営事業 <保育計画課保育計画係>

(1)概要

園庭のない保育施設の子どもたちがのびのびと遊べる環境を確保していくため、幼児専用車「ヒーローバス」を用い、保育施設の子どもたちと保育士を近隣の敷地が広い公園等まで送迎する事業である。

送迎先公園：①駒場野公園 ②林試の森公園 ③駒沢オリンピック公園 ④世田谷公園
代替運行先：①東急バス目黒営業所 ②目黒清掃工場 ③目黒区立図書館

(2)経緯

平成30年11月 運行開始

令和元年3月 2台目導入

令和2年3月 3台目導入

令和4年7月 夏季区立園プール送迎開始

令和5年9月 雨天・猛暑日等代替運行開始

令和7年1月 4台目導入

(3)実績(令和7年度)

行先	午前便	午後便	合計
駒場野公園	20	14	34
林試の森公園	151	96	247
駒沢オリンピック公園	218	140	358
世田谷公園	166	135	301
東急バス目黒営業所	16	15	31
目黒清掃工場	17	11	28
区立図書館	99	66	165
区立保育所	99	0	99
その他(視察等)	0	2	2
合計	786	479	1,265

6-8 保育所利用者に対する支援

■ 幼児教育・保育の無償化 <保育課保育施設運営係・保育課保育施設利用係>

(1) 認可保育所

・保育料の無償化

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施され、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子どもの利用料が無償である。

0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償である。

延長保育料（認可外保育施設等を除く）、行事費や通園送迎費などは無償化の対象外である。

・給食費負担軽減

認可保育所、私立認定こども園（2号・3号）、小規模保育事業、事業所内保育事業を対象に保育料の5.0%分を給食費相当分とみなし、月額保育料を減額する。

※認可保育所の定員の平均(74名)を算出し、当該施設における公定価格（基本分単価）における給食費割合により算出。

実施時期：令和6年1月から令和7年8月まで

・保育料第1子無償化

認可保育所、私立認定こども園(2号・3号)、小規模保育事業、事業所内保育事業を利用する0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの保育料について、これまで第2子以降が無償となっていたが、東京都独自の取組として、令和7年9月以降は第1子無償化を実施している。対象者は区で確認を行うため、保護者の手続きは不要である。

無償化の対象となる費用は、月額保育料のみであり、月額延長保育料とスポット延長保育料等は対象外である。

第2子保育料については、子どもを2人以上持ちたいと願う方の経済的負担を軽減するため、令和5年10月より無償化している。

※令和5年10月まで、東京都は公立保育所の児童を無償化の対象にしておらず、区で同様の補助を行っていたが、第2子無償化と同時に公立保育所の子どもへも補助対象が拡大された。

(2) 認可外保育施設

ア 概要

対象者が区市町村から特定子ども・子育て支援施設等としての「確認」を受けた施設等を利用する場合、施設等利用費を無償化の対象とし、償還払いする制度である。（令和6年9月30日まで。10月1日以降は、都道府県に届け出を行い、指導監督基準を満たしている施設が対象）。

認可外保育施設等に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象となる。

イ 対象者及び上限額

「保育の必要性の認定」を受けている3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども

→ 月額 3.7 万円上限

「保育の必要性の認定」を受けている0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子ども

→ 月額 4.2 万円上限

ウ 実績

年度	3	4	5	6	7
延べ給付者数(人)	3,469	3,462	3,862	4,455	5,422
給付額(円)	126,356,185	137,954,404	140,939,973	162,825,612	196,598,339

■ 認可外保育施設保育料助成制度 <保育課保育施設利用係>

認可外保育施設を利用する家庭の保育料負担を軽減するため、支給条件を満たした場合、保育料の一部を助成する事業である。

(1)対象施設

ア 東京都認証保育所

イ 都制度の家庭的保育事業

ウ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている都内の認可外保育施設等

(区内の家庭福祉員についても令和6年10月1日に指導監督基準を満たす旨の証明が交付されたことから該当となっている)

(2)助成金額

(単位:円)

助成区分	利用者支援	第1子支援 多子世帯支援	助成額合計
0歳から2歳児クラスの課税世帯の第1子	40,000	40,000	80,000
0歳から2歳児クラスの課税世帯の第2子以降	40,000	40,000	80,000
0歳から2歳児クラスの子の非課税世帯の第1子	38,000	—	38,000 (※80,000)
0歳から2歳児クラスの子の非課税世帯の第2子以降	—	38,000	38,000 (※80,000)
3歳から5歳児クラスの第1子	40,000	—	40,000
3歳から5歳児クラスの第2子以降	—	40,000	40,000

※表における0歳児クラスから2歳児クラスの子の非課税世帯のうち、対象児童本人の育児休業を取得している場合の助成金額は 80,000 円(令和7年8月31日までは 50,000円)となる。

(3)実績

年度	3	4	5	6	7
給付者数(人)	10,408	7,534	7,351	9,189	10,096
給付金額(円)	269,732,236	269,071,969	291,686,200	319,719,775	479,599,678

6－9 大規模集合住宅の建築における保育所等設置の協力要請 <保育計画課 保育計画係>

保育需要に対応するため、平成26年2月に目黒区大規模集合住宅の建築における保育所等の設置の協力要請に関する要綱を定め、大規模集合住宅を建設する建築主に対して、保育所等の設置に関する協力を依頼するものである。

年度	3	4	5	6	7
協議件数	2	1	1	0	2
要請件数	0	0	0	0	0

7 参考資料

7-1 児童福祉施設等

(1)こども家庭センター	鷹番 2-16-15	03-5722-6836
--------------	------------	--------------

(2)保育所

●区立保育所

駒場保育園	駒場 1-22-1	03-3469-6775
菅刈保育園	青葉台 2-10-27	03-3462-0219
田道保育園	目黒 3-4-4	03-3760-3935
不動保育園	下目黒 6-11-20	03-3792-7475
中町保育園	中町 2-37-15	03-3719-2640
祐天寺保育園	祐天寺 1-10-9	03-3719-5263
中央町保育園	中央町 2-30-7	03-3719-5843
目黒本町保育園	目黒本町 2-1-20	03-3792-6327
原町保育園	原町 1-20-16	03-3712-4119
南保育園	南 1-18-30	03-3717-5177
第三ひもんや保育園	碑文谷 5-15-19	03-3716-8391
大岡山保育園	大岡山 1-36-10	03-3724-1544
八雲保育園	八雲 3-10-18	03-3718-4084

●私立保育所

BunBu 学院 jr.中目黒園	青苔台 1-15-14	03-6712-7292
目黒天空ちとせ保育園	東山 2-7-14	03-3792-5050
目黒東山ちとせ保育園	東山 2-10-17	03-3711-7716
双葉の園ひがしやま保育園	東山 2-20-16	03-6303-0731
キッズハウス池尻大橋	大橋 2-3-5	03-6407-0460
野のゆり保育園	大橋 2-15-12	03-5790-9091
双葉の園保育園	大橋 2-16-6	03-3465-0270
のぞみ保育園	大橋 2-19-1	03-3466-0269
アソシエ大橋保育園	大橋 2-22-42	03-6407-0486
中目黒駅前保育園	上目黒 1-26-1	03-3711-7110
中目黒ちとせ保育園	上目黒 2-10-9	03-3793-7511
桑の実中目黒保育園	上目黒 3-37-24	03-6303-4431
上目黒桜祐保育園	上目黒 3-39-20	03-6451-2855
コビープリスクールかみめぐろ	上目黒 5-5-8	03-6452-3781

キッズガーデン上目黒	上目黒 5-19-33	03-6303-0870
インターナショナル桜のこみち保育園	中目黒 2-6-20	03-6412-8606
キッズガーデン中目黒	中目黒 3-5-8	03-6303-1950
中目黒どろんこ保育園	中目黒 5-7-4	03-6452-4375
目黒三田保育園キミミライト	三田 1-11-26	03-6412-7181
目黒保育園	目黒 1-7-16	03-3779-1381
キッズガーデン目黒三丁目	目黒 3-1-3	03-5708-5571
さくらさくみらい目黒	目黒 3-6-19	03-6712-2723
アソシエ目黒おおとり保育園	目黒 3-11-3	03-5722-3911
インターナショナルアンジェリカ下目黒 2 丁目保育園	下目黒 2-2-2-1F	03-5759-8237
アソシエ下目黒保育園	下目黒 2-19-3-2F	03-5759-4141
まなびの森保育園目黒	下目黒 2-24-12-2F	03-5496-2272
みらいく下目黒園	下目黒 3-6-6	03-6412-8375
さくらさくみらい下目黒	下目黒 3-17-2	03-6452-3139
グローバルキッズ目黒園	下目黒 4-7-2	03-6303-2202
アソシエ不動保育園	下目黒 4-11-11	03-6452-4931
インターナショナルアンジェリカ下目黒 6 丁目保育園	下目黒 6-15-18	03-6451-2156
ミアヘルサ保育園ゆらりん下目黒	下目黒 6-18-11	03-6412-8134
油面ちとせ保育園	中町 1-5-5	03-6452-3320
アソシエ油面公園保育園	中町 1-16-21	03-5734-1381
夢花保育園	中町 2-46-14	03-3791-9614
くれよん保育園本園	五本木 2-15-9-1F	03-3710-3782
くれよん保育園分園	中町 2-48-33-2F	03-6452-2207
アスクバイリンガル保育園上目黒	五本木 1-12-13	03-5773-8088
AIAI NURSERY 祐天寺	五本木 1-26-2	03-6452-2324
蓮美幼児学園祐天寺ナーサリー	五本木 1-31-15	03-5725-1152
アソシエ祐天寺西保育園	五本木 1-40-11	03-6303-4817
しいのき保育園	五本木 2-20-20	03-5725-1733
にじいろ保育園学芸大学	五本木 3-13-3	03-6451-0471
ちゃいれつく祐天寺駅前保育園	祐天寺 2-11-10	03-5734-1095
みらいく鷹番園	中央町 1-19-9	03-5708-5755
目黒かえで保育園	中央町 2-32-22	03-6303-1571
まなびの森保育園学芸大学前	目黒本町 1-16-17	03-6303-0313
アンジェリカ目黒本町保育園	目黒本町 3-16-2	03-5773-1856
第二ひもんや保育園	目黒本町 2-25-14	03-3713-8994
西小山すみれ保育園	原町 1-3-16	03-3760-6010

にじいろ保育園原町	原町 1-5-5	03-5734-1602
蓮美幼児学園西小山ナーサリー	原町 1-14-20	03-3710-4152
ポピンズナーサリースクール洗足	洗足 2-27-16	03-6451-3506
グローバルキッズ大岡山園	南 1-22-9	03-6421-3071
ピュアリー目黒南保育園	南 2-10-3	03-3718-2255
ここいく保育園碑文谷	碑文谷 2-8-2	03-6303-3539
さくらさくみらい碑文谷	碑文谷 5-10-11	03-6412-7839
目黒碑文谷雲母保育園	碑文谷 5-26-14	03-5725-1066
碑文谷もみじの森保育園	碑文谷 6-13-1	03-6303-3772
アソシエ学芸大学東保育園	鷹番 1-1-15	03-6412-7032
アソシエ学芸大学南保育園	鷹番 1-15-19	03-6412-8962
さくらさくみらい学芸大	鷹番 3-4-17	03-6451-2018
さくらさくみらい鷹番	鷹番 3-24-1	03-6452-2328
アソシエ都立大学保育園	平町 1-19-14	03-3724-0030
ポピンズナーサリースクール都立大学	平町 1-25-21	03-6421-2691
さくらさくみらい都立大	平町 2-2-20	03-5726-9993
モニカ都立大園	緑が丘 1-2-14	03-5726-9145
緑丘保育園	緑が丘 2-16-6	03-3723-1470
いいまいくえん自由が丘	緑が丘 2-16-11	03-5731-4040
にじいろ保育園自由が丘	自由が丘 1-2-13	03-6421-4892
アソシエ自由が丘保育園	自由が丘 2-18-12	03-6421-3901
にじいろ保育園自由が丘目黒通り	自由が丘 2-23-13	03-6421-2961
アソシエ柿の木坂マミー保育園	柿の木坂 1-31-14	03-5729-3931
スクルドエンジェル保育園柿の木坂園	柿の木坂 1-33-18	03-6421-4541
アソシエ柿の木坂保育園	柿の木坂 2-14-4	03-3725-3939
アソシエ八雲ママン保育園	八雲 2-18-19	03-5729-3902
アスクバイリンガル保育園やくも	八雲 3-12-10	03-5731-0315
にじいろ保育園八雲	八雲 3-24-11	03-6421-4134
ベリーベアーインターナショナル保育園八雲	八雲 3-32-2	03-5726-9101
東が丘保育園	東が丘 1-1-1	03-3411-0780
アイグラン保育園東が丘	東が丘 1-17-24	03-5787-5887
にじいろ保育園東が丘	東が丘 1-29-22	03-5787-5342
ウイズブック保育園東が丘	東が丘 2-8-5	03-6450-9175
上目黒どろんこ保育園	上目黒 2-48-2	03-6452-4414
●小規模保育事業		
HOPPA 目黒保育園	目黒 2-12-16	03-6712-2768

不動さつき保育園	下目黒 5-18-4-2F	03-6303-0972
HOPPA 中町保育園	中町 1-25-16	03-5722-1551
保育ルーム目黒本町	目黒本町 6-13-20	03-5725-3521
BabyOne	鷹番 1-15-3	03-3713-8000
BUNBUN GARDEN 学芸大学園	鷹番 3-14-4	03-6412-8332
マザーグース都立大学園	平町 1-26-18	03-5726-9652
ウィズブック保育園大岡山	大岡山 2-2-14	03-6386-5044
モニカ緑が丘園	緑が丘 2-7-20	03-6421-1231
木下の保育園都立大学	中根 2-13-18	03-3723-0223

●事業所内保育事業

J キッズピース三宿保育園	東山 2-26-20	03-6452-2680
優っくり保育園	中央町 2-32-23-3F	03-5734-1664

●認証保育所

東大駒場地区保育所	駒場 3-8-1	03-3465-3680
エデュケアセンター・めぐろ	東山 3-10-8	03-3712-8550
アンジェリカ保育園中目黒園	上目黒 2-44-23	03-3794-0673
ニコニコ保育園	中町 1-39-7	03-3710-3642
共同保育所コロちゃんの家	目黒本町 3-12-15	03-3713-1642
モンテッソーリ学芸大学子どもの家	鷹番 2-2-10	03-3793-7602
たけのこ保育園	自由が丘 1-3-17	03-3717-2936
ミアヘルサ保育園ゆらりん自由が丘	自由が丘 1-25-20-2F	03-5731-1488
マグハウス都立大学	中根 2-11-4	03-5731-9985

(3)子育てふれあいひろば

ほ・ねっとひろば	上目黒 2-19-15(総合庁舎別館2階)	03-5722-9596
こども家庭センター地域子育てふれあいひろば	鷹番 2-16-15	03-6303-3182
上目黒住区センター児童館	祐天寺 2-6-6	03-3793-1103
菅刈保育園	青葉台 2-10-27	03-3462-0886
原町保育園	原町 1-20-16	03-3712-5178
八雲保育園	八雲 3-10-18	03-3718-4244
子育てサロン coccolo	柿の木坂 2-27-21-111	03-6421-1122
アソシエおおはしベビーラボ	大橋 2-16-23-3F	03-6407-9101
アソシエとりつだいベビーラボ	平町 1-25-21-2F	03-6459-5835
こもれび目黒本町	目黒本町 5-33-1-1F	03-6451-2666
第二ひもんや保育園	目黒本町 2-25-14	03-3713-8077
油面ちとせ保育園なのはなひろば	中町 1-5-5	03-6452-3320

目黒東山ちとせ保育園東山ふれあいひろば	東山 2-10-17	03-3711-7716
双葉の園保育園小さい花の家	大橋 2-16-6	03-3465-0270
目黒保育園	目黒 1-7-6	03-3779-1386
上目黒どろんこ保育園ちきんえっぐ	上目黒 2-48-2	03-6452-4414

(4)児童館

駒場児童館	駒場 2-7-5	03-3460-0453
東山児童館	東山 3-24-2	03-3791-4613
烏森住区センター児童館	上目黒 3-44-2	03-3719-0903
中目黒住区センター児童館	中目黒 2-10-13	03-5722-8300
目黒区民センター児童館	目黒 2-4-36	03-3711-1839
不動児童館	下目黒 5-18-4	03-3714-4144
油面住区センター児童館	中町 1-6-23	03-3713-1809
上目黒住区センター児童館	祐天寺 2-6-6	03-3793-1103
五本木住区センター児童館	中央町 2-17-2	03-3792-9130
中央町児童館	中央町 2-32-5	03-3714-6300
向原住区センター児童館	目黒本町 5-22-11	03-3794-5841
原町住区センター児童館	南 1-8-9	03-3724-8088
碑住区センター児童館	碑文谷 2-16-6	03-3711-6791
平町児童館	平町 1-5-3	03-3723-3750
緑が丘児童館	緑が丘 2-7-20	03-3718-1182
八雲住区センター児童館	八雲 1-10-5	03-3718-0841
東根住区センター児童館	東が丘 1-7-14	03-3487-8510
こどもの森児童館	目黒本町 1-16-17	03-6303-1200

(5)学童保育クラブ

駒場小学校内学童保育クラブ	駒場 3-11-13	03-3467-2801
愛隣会学童保育クラブ	大橋 2-19-1	03-3465-9336
菅刈小学校内学童保育クラブ	青葉台 3-3-26	03-3461-6151
菅刈学童保育クラブ	青葉台 2-10-18	03-3461-7275
東山小学校内学童保育	東山クラブ 2-24-25	03-5722-1001
東山児童館学童保育クラブ	東山 3-24-2	03-3791-4614
東山児童館第二学童保育クラブ	東山 3-24-2	03-5721-3370
東山児童館第三学童保育クラブ	東山 3-24-2	03-3711-8621
烏森住区センター児童館学童保育クラブ	上目黒 3-37-24	03-3719-3942
烏森住区センター児童館第二学童保育クラブ	上目黒 5-18-9	03-3760-2781

中目黒小学校内学童保育クラブ	中目黒 3-13-32	03-3760-1225
中目黒住区センター児童館学童保育クラブ	中目黒 2-10-13	03-5722-8301
田道小学校内学童保育クラブ	目黒 1-15-28	03-3711-8603
三田学童保育クラブ	三田 2-10-33	03-3792-6221
下目黒小学校内学童保育クラブ	目黒 2-7-9	03-3491-1050
目黒区民センター児童館学童保育クラブ	目黒 2-4-36	03-3711-1136
不動児童館学童保育クラブ	下目黒 6-11-35	03-3714-4177
こどもの森児童館学童保育クラブ	目黒本町 1-16-17	03-6303-2040
上目黒小学校内学童保育クラブ	五本木 1-12-13	03-3710-7501
上目黒住区センター児童館学童保育クラブ	祐天寺 2-6-6	03-3793-1104
油面小学校内学童保育クラブ	中町 1-5-4	03-3710-8360
祐天寺学童保育クラブ	中目黒 5-24-47	03-3712-1050
油面住区センター児童館学童保育クラブ	中町 1-6-23	03-3713-1636
五本木小学校内学童保育クラブ	五本木 2-24-3	03-3792-0335
五本木住区センター児童館学童保育クラブ	中央町 2-17-2	03-3792-9144
そらのした学童保育クラブ	五本木 2-20-20	070-7530-8398
鷹番小学校内学童保育クラブ	中央町 1-20-26	03-3710-7781
鷹番学童保育クラブ	碑文谷 6-2-23	03-5721-3390
中央町児童館学童保育クラブ	中央町 2-32-5	03-3714-6302
月光原小学校内学童保育クラブ	目黒本町 4-15-3	03-3712-8935
目黒本町学童保育クラブ	目黒本町 2-1-20	03-3792-6328
向原小学校内学童保育クラブ	目黒本町 6-7-15	03-5722-2480
向原住区センター児童館学童保育クラブ	目黒本町 5-22-11	03-3794-5842
碑小学校内学童保育クラブ	碑文谷 1-18-14	03-3792-6200
碑住区センター児童館学童保育クラブ	碑文谷 2-16-6	03-3711-3531
原町小学校内学童保育クラブ	原町 2-18-12	03-3712-0281
原町住区センター児童館学童保育クラブ	南 1-8-9	03-3725-2070
南学童保育クラブ	南 2-8-10	03-5729-3905
平町児童館学童保育クラブ	平町 1-5-3	03-3723-3751
大岡山学童保育クラブ	平町 2-4-10	03-3723-8679
中根小学校内学童保育クラブ	緑が丘 1-1-1	03-3724-9430
緑が丘児童館学童保育クラブ	緑が丘 2-7-20	03-3718-1183
宮前小学校内学童保育クラブ	八雲 3-13-21	03-3723-5010
八雲小学校内学童保育クラブ	八雲 2-5-1	03-3718-2021
八雲住区センター児童館学童保育クラブ	八雲 1-10-5	03-3725-9454
東根学童保育クラブ	東が丘 1-20-1	03-5486-8300

東根住区センター学童保育クラブ	東が丘 1-7-14	03-3487-8050
東が丘学童保育クラブ	東が丘 1-1-1	03-3422-6902

(6)ランランひろば

駒場小ランランひろば	駒場 3-11-13	03-3467-2810
東山小ランランひろば	東山 2-24-25	03-3713-6630
菅刈小ランランひろば	青葉台 3-3-26	03-3780-7822
烏森小ランランひろば	上目黒 3-37-27	03-5722-1510
中目黒小ランランひろば	中目黒 3-13-32	03-3760-1228
下目黒小ランランひろば	目黒 2-7-9	03-3491-1055
田道小ランランひろば	目黒 1-15-28	03-3760-3210
不動小ランランひろば	下目黒 6-11-35	03-5722-0515
油面小ランランひろば	中町 1-5-4	03-3710-0055
上目黒小ランランひろば	五本木 1-12-13	03-3719-5055
五本木小ランランひろば	五本木 2-24-3	03-3760-0300
鷹番小ランランひろば	中央町 1-20-26	03-3711-2720
月光原小ランランひろば	目黒本町 4-15-3	03-3712-9007
向原小ランランひろば	目黒本町 6-7-15	03-3711-7741
原町小ランランひろば	原町 2-18-12	03-3713-5801
碑小ランランひろば	碑文谷 1-18-2	03-3710-2600
大岡山小ランランひろば	平町 2-3-1	03-3724-9130
中根小ランランひろば	緑が丘 1-1-1	03-3723-8555
緑ヶ丘小ランランひろば	緑が丘 2-13-1	03-3724-0300
八雲小ランランひろば	八雲 2-5-1	03-3718-2025
宮前小ランランひろば	八雲 3-13-21	03-3724-9110
東根小ランランひろば	東が丘 1-20-1	03-5486-8333

(7)子どもの居場所創設事業

こもれび目黒本町	目黒本町 5-33-1-1F	03-6451-2666
----------	----------------	--------------

(8)私立幼稚園

育英幼稚園	鷹番 3-15-3	03-3715-5116
円融寺幼稚園	碑文谷 1-22-22	03-3716-6070
恵泉バプテスト教会附属めぐみ幼稚園	中目黒 3-13-29	03-3713-1294
駒場幼稚園	大橋 2-18-71	03-3466-2959
枝光会駒場幼稚園	駒場 3-3-18	03-3467-4753

枝光学園幼稚園	上目黒 3-31-2	03-3713-5753
志のぶ幼稚園	平町 2-17-21	03-3717-8840
中目黒幼稚園	目黒 3-4-5	03-3792-2337
目黒日本大学幼稚園	目黒 1-6-15	03-3492-3493
碑文谷教会付属幼稚園	中央町 1-21-10	03-3712-5758
平塚幼稚園	祐天寺 1-23-11	03-3712-5580
ベテル幼稚園	柿の木坂 1-31-19	03-3723-3870
目黒サレジオ幼稚園	碑文谷 1-26-24	03-3714-2531
目黒幼稚園	下目黒 4-10-24	03-3714-2661
祐天寺附属幼稚園	中目黒 5-24-47	03-3712-8870
若草幼稚園	自由が丘 2-3-20	03-3723-2734

(9)母子生活支援施設

みどりハイム	非公表
--------	-----

目黒区子ども若者部事業概要

令和8年度版

令和8年8月発行

発 行 目黒区

編 集 目黒区子ども若者部

所在地 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電 話 03(5722)9860

印刷所 株式会社勝村印刷所